

「社協・生活支援活動強化方針」

チェックリストの 効果的活用のための資料

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
市町村社協委員会 専門委員会

目次

はじめに	1
国の動向と全社協・福岡県社協の取組	2
本資料の作成について	4
本資料の使い方と構成	6
大項目の捉え方	8
中項目・小項目の捉え方	15
参考資料	76
令和2年度市町村社協の現状と課題	77
市町村社協委員会・専門委員会 委員名簿	103
検討経過	104

はじめに

地域における生活課題の複合化・複雑化が進展する中、各自治体では包括的な支援体制を構築することにより、地域住民の多様な支援ニーズに対応する社会づくりを目指すなど、地域共生社会推進の動きが本格化しています。地域共生社会を実現する上では、地域の様々な支援関係機関の連携・協働が不可欠であり、社会福祉協議会には、その中核を担う大きな役割が求められています。

このような中、全国社会福祉協議会では、深刻な地域生活課題に応える社会福祉協議会活動の方向性と具体的な事業展開を図るため、平成29年度に「社協・生活支援活動強化方針」を改定するとともに、平成30年度には「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストを示し、各社会福祉協議会における事業・活動の実施状況や課題の見える化、自己評価・分析を通じた、社会福祉協議会の総合力の向上と組織・事業基盤の強化を推進しています。

この度、福岡県社会福祉協議会市町村社協委員会・専門委員会では、このチェックリストの各項目に関する捉え方・考え方を解説するだけでなく、各項目における具体的な取り組み方や課題点について委員による意見をまとめた「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリストの効果的活用のための資料」を編集・作成しました。

各社会福祉協議会におかれましては、本資料の解説や意見を参考に、チェックリストの各項目が示す内容について組織での共通理解を図っていただくとともに、現状把握、自己評価・分析を踏まえ、今後の事業・活動の方向性を見出すための指標として活用いただければ幸いに存じます。

令和3年1月

福岡県社会福祉協議会

市町村社協委員会 委員長 萩原 重信

国の動向と全社協・福岡県社協の取組

国の動向

2015（平成27）年

- 9 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム）

2016（平成28）年

- 3 改正社会福祉法公布（4月一部施行）
- 5 成年後見制度利用促進法施行
- 6 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）
- 7 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
- 12 地域力強化検討会中間とりまとめ

2017（平成29）年

- 2 「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」とりまとめ（地域共生社会実現本部）
- 3 成年後見制度利用促進基本計画（閣議決定）
「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」通知
- 6 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（2018年4月施行）
- 9 「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」公表
- 12 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」策定・公表
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」通知

2018（平成30）年

- 1 「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」通知
- 4 改正社会福祉法施行
- 6 生活困窮者自立支援法等改正（10月施行）

2019（平成31・令和元）年

- 12 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」公表

2020（令和2）年

- 6 社会福祉法改正案成立（2021年4月施行）※

※重層的支援体制整備事業が創設され、各地域において、包括的支援体制の整備がさらに強化される流れとなった。

全社協の取組

1992（平成4）年

- 4 「新・社会福祉協議会基本要項」策定

2005（平成17）年

- 3 「市区町村社協経営指針」策定

2010（平成22）年

- 12 「全社協 福祉ビジョン2011」策定

2012（平成24）年

- 10 「社協・生活支援活動強化方針」とりまとめ

2016（平成28）年

- 8 「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・施設の協働による活動の推進方策」策定

2017（平成29）年

- 5 「『社協・生活支援活動強化方針』～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた宣言と第2次アクションプラン～」策定
- 12 「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」通知

2018（平成30）年

- 3 「社協・生活支援活動強化方針～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開に向けて～」通知
- 5 「成年後見制度利用促進における社協の取組と地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」策定
- 6 「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト」活用開始
- 6 「社協における生活困窮者自立支援の推進方策」策定

2019（平成31・令和元）年

- 3 これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討会報告書とりまとめ
- 3 日常生活自立支援の今後の展開に向けて（平成30年度日常生活自立支援事業実態調査）報告書とりまとめ
- 8 「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト」実施

2020（令和2）年

- 2 「全社協 福祉ビジョン2020」策定
- 7 「市区町村社協経営指針（第2次）」改定

2021（令和3）年

- 1 「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト」実施

福岡県社協の取組

(市町村社協委員会・専門委員会)

福岡県社協の常設委員会である市町村社協委員会、及び、特定の事項について調査研究を行う専門委員会では、国の社会福祉をめぐる動向、全社協の取組を踏まえ、県内の市町村社協の事業・活動を支援するための取組について協議を行い、下記のとおり、その成果をまとめている。



本資料の作成について

1 作成に至る経緯

- 地域共生社会を実現していくため、平成29年度に社会福祉法の改正が行われ、各市町村で包括的支援体制を整備していくこととなりました。そのためには、地域住民や地域の様々な機関・関係者が協働し、社協はその中核を担う大きな役割があります。
- 全社協では、平成30年度から「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストを活用し、各社協役職員が自社協の強みや弱みを把握し、事業・活動の展開や組織・事業基盤強化のための具体的な方策を協議することを進めています。
- これを受け、本委員会では「地域共生社会の実現に向けた市町村社協の取組を考える」をテーマに、「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストの各項目の具体化を進め、「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリストの効果的活用のための資料」を作成することとしました。市町村社協が各項目の内容を捉えやすくし、自社協の評価・分析を通して今後の事業・活動の方向性を見出してもらうことをねらいとしています。

2 活用のススメ

- 「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト」各項目の解説、専門委員会委員の意見を参考にすることで、項目の示す内容を理解することができ、回答しやすくなります。

- 各項目に対する自社協の目標や点数の根拠を記録することで、職員間の視点の差を解消することができます。

- 役職員が、各項目に対する協議を重ね、組織内の共通理解を図ることで、社協をとりまく国の動向や施策、地域の実情等を踏まえ、自社協の置かれる状況や事業・活動の実施状況を認識し、今後の方向性を見出すためのヒントとすることができます。

- 継続して活用してもらうことで、年度を越えて、「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえたそれぞれの社協の状況について比較することができ、社協事業・活動の進捗について確認することができます。

本資料の使い方と構成

1 アウトリーチの徹底

大項目（次の5項目）

- 1 アウトリーチの徹底
- 2-1 相談・支援体制の強化
（総合相談体制の構築）
- 2-2 相談・支援体制の強化
（生活支援体制づくり）
- 3 地域づくりのための活動基盤整備
- 4 行政とのパートナーシップ

中項目（大項目に紐づく項目）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 小地域を単位にしたネットワークの構築								
1		民生委員・児童委員活動や福祉委員等との連携強化を図る。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
	①	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域で福祉課題・生活課題を把握できる人材を確保・把握している。 <input type="checkbox"/> B 民生委員・児童委員や福祉委員等から地域の福祉課題・生活課題に関する情報提供が行われている。 <input type="checkbox"/> C 民生委員・児童委員や自治会長、婦人会などのより近い所で地域に関わっている方の困りごとを聞ける場所に出向いている。					
	②	地域における日常的・継続的な見守り（支援活動）を広げ定着を図る。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域で福祉課題・生活課題を日常的・継続的に把握できる人材が十分に確保されている。 <input type="checkbox"/> B 民生委員・児童委員や福祉委員等からは、地域の福祉課題・生活課題に関する情報提供が適時的確に行われる体制が構築されている。						

小項目（ステップ①とステップ②があります。）

ステップ②：行動宣言を実現するうえで取組が求められる事業展開
 ステップ①：ステップ②の実施のために当面行う必要がある取組

点数及び点数の根拠となる現在の取組状況や抱える課題等について記入する欄です。

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

各社協における、中項目・小項目（ステップ①・②）の捉え方、具体的な目標などを記入する欄です。社協内で共有したり、毎年回答する場合には、回答者が参考にしたりすることもできます。

解説

「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえ、大項目・中項目・小項目、それぞれの捉え方や考え方等について解説しています。

1 - (1) - 1

大項目 - (中項目) - 小項目

民生委員・児童委員や福祉委員等を把握し連携を図ることは、多くの社協にとって当然のことである。問題はステップ①からステップ②への展開を各社協がどのように目標設定するかである。

ステップ②では、地域で福祉課題・生活課題を「日常的・継続的に」把握することができる人材が「十分に」確保されていること、そして、そうした人材からの情報提供が「適時的確に」行われる体制が構築されているかチェックすることになっているが、各社協は、評価を行う際に、このような抽象的な表現を具体的な目標に置き換えることが必要である。

専門委員会 委員の意見から

各項目に対する捉え方について、専門委員会委員の意見を紹介しています。それぞれの社協で考える際の参考にしてください。

- 委員による項目の捉え方
- 項目について社協に必要な考え方等を示したもの

ステップ①

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員等にとどまらず、その地域の課題を把握している「キーパーソン」を見つけているか。
- 「キーパーソン」や活動者に負担が集中していないか、専門的な助言や支援、「キーパーソン」を担う人材のための研修を実施しているか。

● この項目で実施できていると回答した場合、さらに、地域で課題が生じた時に、その課題に対応し解決につなげるための仕組み（手順）を示すことができているかを考えてはどうか。

ステップ②

- ステップ①の「キーパーソン」とつながりを持っているか。
- 社協職員ではなく住民が課題に気付き、その気付きを遅滞なく（適切なタイミングで）社協に伝える仕組みとして、社協職員が地域に出る体制があるか。

令和2年7月に改定された「市区町村社協経営指針（第2次）」では、各部門が「法人経営部門」「地域福祉活動推進部門」「相談支援・権利擁護部門」「介護・生活支援サービス部門」と表記されましたが、本資料では、「強化方針」に合わせて、「法人運営部門」「地域福祉活動推進部門」「福祉サービス利用支援部門」「在宅福祉サービス部門」を採用しています。

大項目の捉え方

「強化方針」 ～第2次アクションプラン（概要）～

「強化方針」の柱

○あらゆる生活課題への対応

○地域のつながりの再構築

「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動（第2次アクションプラン）

1 アウトリーチの徹底 ステップ①② (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築 (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成 (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開	2 相談・支援体制の強化		取り組み全体の共通事項 4 行政とのパートナーシップ ステップ①② (1) 担当部門を越えた行政との連携強化 (2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価 (3) 権利擁護等に関する行政との取り組み強化
	総合相談体制の構築 ステップ①② (1) 相談窓口の総合化と職員チーム対応力の向上 (2) 部門間横断の相談支援体制づくり	生活支援体制づくり ステップ①② (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施 (4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応	
(新) 3 地域づくりのための活動基盤整備 ステップ①② (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度） (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成 (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり			

1 アウトリーチの 徹底

ここでのアウトリーチとは「地域に出向いていくこと」（行動宣言）、「地域に出向き情報を入手すること」（＜課題＞）であり、その目的は「制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見」（行動宣言）することにある。

強化方針では、アウトリーチを行うために「地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、個別支援と地域のネットワークづくりを行う福祉の専門職」（地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）の配置が重視されている。

ただし、そうした特定の職種だけでアウトリーチを行うのではなく、「アウトリーチを徹底するための基盤整備」を法人全体で進め、在宅福祉サービス部門を含めたすべての部門の職員が自分の担当業務の中で生活課題や地域ニーズを発見、把握できるようにすることが求められている。

また、アウトリーチは「必ずしも社協職員だけで行うのではなく」（＜課題＞）、住民による小地域ネットワーク活動との連携や地元企業・商店など地域関係者との新たな関係構築によって、生活課題の把握を進めていくことが求められている。

専門委員会 委員の意見から

●単に「外に出る」ことがアウトリーチではなく、最適な支援を行うために、場所を選ばずに支援することではないかと思う。

●アウトリーチについて、地域住民に近い場所に出向いていくことを基盤に地域づくりを進めるイメージを持っている。

●生活課題が多様化・複雑化していることを踏まえると、民生委員・児童委員や地域住民の支え合いなどの活動だけでは必ずしも適切な支援につなげることは期待できず、逆に専門職・専門機関だけでも潜在化する深刻な生活課題を早期に発見することができない。

民生委員・児童委員を含めた地域に身近な住民の福祉活動と専門職・専門機関が連携し、住民による気づきや発見、専門機関へ橋渡しできるような取組が求められる。

2-1

相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

「強化方針」では、これまでの社協の相談活動として、①民生委員・児童委員や各種専門職の協力を得て行う「心配ごと相談事業」等、②小地域ネットワーク活動と協働して行う相談活動、③生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの既存事業における相談対応、などがあることを指摘している（＜現状＞）。

しかし、これまでの社協の取組には、①住民に十分に周知されていない、②住民がアクセスしやすい環境がとられていない、③小地域ネットワーク活動だけでは対応できない生活課題・福祉課題が発生している、④個々の事業ごとに縦割りでの対応となっている、などの課題があるとし、「必ずしも『誰でも』『いつでも』『何でも』受け止める相談支援体制にはなっていない」と評価している（＜課題＞）。

そこで、「強化方針」では、「制度の狭間の生活課題」や「複数分野にわたる複合的な問題」などに対して分野横断的かつ包括的に支援する総合相談体制の構築を目指すべき方向として示している。具体的には、あらゆる課題を受け止める総合相談窓口を社協内に設置し地域に周知することや、そこで相談援助活動のあり方がチェックポイントとなっている。また、課題を社協組織全体で受け止めるための部門間横断の相談支援体制づくりや関係機関との連携体制の構築も求められている。

専門委員会 委員の意見から

● 総合相談体制の構築とは、誰もが、課題を抱えた時に分野を問わず相談を受ける、解決に向けたアクションを起こすことができる体制を整えていること。

● 相談内容を問わず社協職員が相談を受ける体制のこと。

● 専門機関とのネットワークを構築しておく必要がある。

● 社協として、各種相談事業が相互に有機的な連携ができるよう効果的な人的配置になっているかを点検し、総合的な体制を構築していく必要がある。

2-2

相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

2-1の「総合相談体制」は、既存の分野別制度では対応が難しい「制度の狭間」の課題を含め、「あらゆる課題」を受け止める体制づくりであるが、受け止めたのち、その課題を解決していくための「生活支援体制」も同時に備えていかなければならない。

多様な生活課題の解決を目指す「生活支援体制」は、単一の仕組みや事業ではなく、多様な施策・事業や多様な主体の取組がゆるやかにひとつのシステムとしてつながり、その総体として構築されるものと理解すべきである。

したがって、2-2の「生活支援体制づくり」では、①高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの一環として進められる「生活支援」、②生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支えながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強めていこうとする生活困窮者自立支援における「生活支援」、③2017年の社会福祉法改正によって新たに規定された「包括的な支援体制」（既存の制度では解決が難しい多様な生活課題に対して住民や多様な支援関係機関が協働しながら包括的に支援していくための仕組みづくり）、④社会福祉法人の公益的な取組による地域の生活課題への対応、など、様々な「生活支援」の動向が前提となっている。

こうした動向を背景に、社協がどのような生活支援サービスを提供できるか、ということだけでなく、地域全体の「生活支援体制」の構築に社協がどのような役割を果たせるのかが問われている。

専門委員会 委員の意見から

●生活支援体制づくりとは、個別課題を地域課題・生活課題として捉え地域から課題を抽出する（掘り起こす）体制や仕組みづくりができているか、それを社協として目指しているかどうかということ。

●総合相談体制を構築したうえで、地域住民をどう巻き込むかの視点であると捉えている。

●包括的な支援体制の整備にあたっては、新たな事業やサービスを開発するだけでなく従来取り組んできたことや、既に地域にある様々な活動、機関・団体を社会資源として捉え直したり、様々な主体の連携・協働により地域の課題を発見・共有・解決する取組が重要であり、そのためのプラットフォームの役割を果たすことが、社協に求められる。

3 地域づくりのための 活動基盤整備

地域づくりについては、〈現状〉にもあるとおり、社協は、地区社協などの地域福祉推進基礎組織の設置を進めながら、多様な住民福祉活動の展開を支援してきたが、強化方針は以下の3点で新たな方向に踏み出すことを目指しており、その方向からみて、どの程度、進んでいるか、という観点でチェックを行っていくことが求められる。

第1点は、「総合相談・生活支援体制」（強化方針）や「包括的支援体制」（社会福祉法）の一環として機能する住民福祉活動をどうつくっていくかということ（注1）。しかし、他方で、こうした地域福祉の政策化により、住民の主体的な福祉活動の「本来の目的が正しく理解されず、サービス切りに伴う公的責任の放棄として理解される場合もある」（〈課題〉）ため、住民主体の意義について、住民自身が本当の意味で理解していく機会をつくっていく必要がある。

第2点は、「新たな時代に対応した住民同士の支え合いの基盤づくり」（〈課題〉）をどう進めていくかということ。住民を、①生活課題をもつ住民、②地域生活課題に関心や理解を持ち、助け合い活動を行う住民、③地域生活課題に無関心な住民に分けると（注2）、これまで社協の地域へのはたらきかけは、①、②をターゲットにしなが、自治会・町内会等の地縁組織を母体に組織化を図っていくというものであった。しかし、行動宣言に「地域づくりは・・・福祉関係者の思いや実践だけで取り組むものではない」、「自分たちが安心して暮らすための地域づくりへの参画者を増やし」とあるように、③へのアプローチをどう強めていくか、が課題となっている。

第3点は、地縁組織の存続危機（〈課題〉）の中、「福祉活動」だけでなく、その基盤となる地域社会そのもののあり方に対しても目を向け、まちづくり・まちおこしといった新たなコミュニティ施策とも連携しながら、「地域社会の持続的発展の実現」（注3）に寄与していくことが求められる。

（注1）

「包括的支援体制では、住民に身近な圏域で、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する」ことが期待されているが、これは従来社会福祉協議会が行ってきたコミュニティワーク実践と重なる領域であり、包括的な支援体制を構築する上で、これまで社協などが取り組んできた地域福祉実践の蓄積を考慮し、協働することが求められる領域になる。」（永田祐（2019）「包括的な支援体制の実際」，新川達郎・川島典子編著『地域福祉政策論』（学文社）より）

(注2)

所正文(2020)「共生社会実現に向けた社会福祉協議会の戦略」, 上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割』(ミネルヴァ書房)

(注3)

「様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられる。」(地域福祉計画策定ガイドラインである2017年 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より)

専門委員会 委員の意見から

● 地域福祉を推進するための必要な視点。地域組織化・課題発見及び課題解決に伴う地域活動の開発、そのための人材育成・福祉教育。社協発足時から掲げている住民主体の地域福祉の推進に関する事項。

● 社協が持つ公共性・信頼性を生かし、制度外のニーズに対応した事業に果敢にチャレンジしながら、活動の成果を「見える化」し発信することで、寄付金などの新たな財源を開拓できる可能性もある。それを進めていくためには、費用対効果を踏まえ、活動をデザインできる職員の専門性を高めていくことが必要である。

● 小学校区圏域(それよりも小さい圏域)における住民活動の開発とその基盤づくりとしての福祉教育実践+場づくり+システムづくり

● 多様な主体の参画による小地域福祉活動の財源として、共同募金や歳末たすけあい、社協会費、寄付金などがどのように位置づけられているか、再点検する必要がある。

寄付金や会費が社協本体事業に使用されている社協も少なくないが、住民から拠出されたこれらの財源を地域の活動に還元させ、持続可能な地域づくりに向けた地域内の循環の要素として捉えることも大切である。

一方で、これらの民間財源ばかりでなく、介護保険事業収益が悪化する中で、地域福祉活動支援に充てられる財源は縮小している。

今後は、民間機関等が取り組むファンドレイジングの発想になり、事業を企画し財源を積極的に獲得していくことが必要である。

4

行政とのパートナーシップ

社協は行政と密接な関係性がある民間団体であり、従来から行政とのパートナーシップを築きながら事業や活動を展開してきた（＜現状＞）。そのため、行政とのパートナーシップは、いまさらいうまでもない、当たり前のことと思えるかもしれない。しかし、いま、あえて行政とのパートナーシップの強化を方針として掲げなければならない理由として、二つの文脈を＜現状＞と＜課題＞より読みとっておく必要がある。

ひとつは、自治体財政の変化に伴い、行政との関係は補助・委託先として当たり前の関係ではなくなってきた。改めて社協は何ができるか、何をしようとしているのか、それにはどのような意味があるのか、などについて行政との間で新たな共通理解をつくっていく必要がでてきている。

もうひとつは、「地域福祉の政策化」とも呼ばれる近年の動向である。介護保険制度における地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度による地域づくり、市町村行政による包括的支援体制の構築など、地域福祉は、もはや社協の専売特許ではなくなり、様々な福祉制度や福祉分野以外の施策と連動しながら、そして、自治体や多様な民間機関と連携・協働しながら推進していくものになっている。特に、こうした多様な主体の取組を「包括的支援体制」としてシステム化し構築していく責務を担う市町村行政と、新たなパートナーシップを形成していくことは、「強化方針」の取組を実現するための基盤となるものである。

したがって、ここでは、強化方針で示されている新たな取組を進めていくための、「新たなパートナーシップ」が築かれているか、という視点で見ていくことが重要である。

専門委員会 委員の意見から

● 行政と両輪で地域福祉を進めていく基盤を整備しているかということ。

● 事業についての共通理解とそれを実現する協議の場を有しているということ。

● 行政としての取組を促進していく上では現在の「地域福祉の政策化」の流れの中で必然的に対応が迫られることを踏まえて提案を行っていくことが大切である。

そのためには「地域共生社会づくり」の動きをはじめ成年後見制度利用促進法などの政策動向を役職員で注視しておくことが求められる。その上で、行政との協働を進めていながら、民間のネットワークを通じて住民とつながる働きかけを行っていくことで社協としての役割を発揮していくことが重要である。

■ 中項目・小項目の捉え方

1	アウトリーチの徹底	16
2-1	相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	32
2-2	相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	40
3	地域づくりのための活動基盤整備	58
4	行政とのパートナーシップ	68

1 アウトリーチの徹底

(total: 0 / 54点)

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 小地域を単位にしたネットワークの構築								
1	①	民生委員・児童委員活動や福祉委員等との連携強化を図る。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域で福祉課題・生活課題を把握できる人材を確保・把握している。 <input type="checkbox"/> B 民生委員・児童委員や福祉委員等から地域の福祉課題・生活課題に関する情報提供が行われている。 <input type="checkbox"/> C 民生委員・児童委員や自治会長、婦人会などのより近い所で地域に関わっている方の困りごとを聞ける場所に出向いている。					
	②	地域における日常的・継続的な見守り（支援活動）を広げ定着を図る。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域で福祉課題・生活課題を日常的・継続的に把握できる人材が十分に確保されている。 <input type="checkbox"/> B 民生委員・児童委員や福祉委員等からは、地域の福祉課題・生活課題に関する情報提供が適時的確に行われる体制が構築されている。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築

1 - (1) - 1

民生委員・児童委員や福祉委員等を把握し連携を図ることは、多くの社協にとって当然のことである。問題はステップ①からステップ②への展開を各社協がどのように目標設定するかである。

ステップ②では、地域で福祉課題・生活課題を「日常的・継続的に」把握することができる人材が「十分に」確保されていること、そして、そうした人材からの情報提供が「適時的確に」行われる体制が構築されているかチェックすることになっているが、各社協は、評価を行う際に、このような抽象的な表現を具体的な目標に置き換えることが必要である。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員等にとどまらず、その地域の課題を把握している「キーパーソン」を見つけているか。
- 「キーパーソン」や活動者に負担が集中していないか、専門的な助言や支援、「キーパーソン」を担う人材のための研修を実施しているか。

ステップ②

- ステップ①の「キーパーソン」とつながりを持っているか。
 - 社協職員ではなく住民が課題に気づいたとき、その気づきを遅滞なく（適切なタイミングで）社協に伝える仕組みとして、社協職員が地域に出る体制があるか。
- この項目で実施できていると回答した場合、さらに、地域で課題が生じた時に、その課題に対応し解決につなげるための仕組み（手順）を示すことができているかを考えてはどうか。

1 アウトリーチの徹底

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答		
(1) 小地域を単位にしたネットワークの構築								
2	①	小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動等）、ふれあい・いきいきサロン等を推進する。	○	○	○	○	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A ふれあい・いきいきサロン等の立ち上げや活動支援等を行いながら小地域ネットワーク活動を推進している。						
		<input type="checkbox"/> B 「生きづらさを抱える人同士がお互いに話しあう」セルフヘルプグループの活動を支援している。						
②	小地域を単位にした地域問題の発見・相談支援のシステムを構築する。	○	○	○	○	点		
	実施概要						現在の取組状況・課題	
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A ふれあい・いきいきサロン等の活動者に、小地域ネットワーク活動は、ニーズ発見や小地域の助け合いのシステムであることが正しく理解されている。							
	<input type="checkbox"/> B 地域のニーズ発見の仕組みとして小地域ネットワークが広く構築され、機能している。							

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築

1 - (1) - 2

小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンの推進も多くの社協が取り組んでいるところである。しかし、＜課題＞において、「地域住民等による小地域ネットワーク活動などの取組も一人暮らしや高齢者のみ世帯への対応が中心となり、高齢者以外の多様な生活課題に気づきにくい状況が見受けられる」と指摘されていることから、ここでは、こうした小地域ネットワーク活動等が、高齢者のニーズだけでなく、多様な「制度の狭間や支援につながりにくい生活課題」（行動宣言）の発見の仕組みとして機能しているか、が問われていると理解する必要がある。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- サロンの支援だけでなく、サロンを一つの住民の集まりの場としてとらえ、そこに出向くことで住民の課題の把握を行っているか。
- セルフヘルプグループ（当事者団体）と協働した福祉学習の推進が図られているか。
- セルフヘルプグループの活動支援と同時に、自律的運営支援も積極的に取り組んでいるか。
- 小地域のエリアを各社協で設定する必要がある。
- 孤立防止、住民同士の顔の見える関係づくりには住民が気軽に集える居場所が不可欠である。世代を問わず誰もが参加できる地域カフェなど多様な居場所も検討する必要がある。

ステップ②

- 住民が他者の困りごとに関心を向け、我が事として捉えられるよう地域に出向いて説明をし、理解を得ているか。また、住民が課題を発見するネットワークづくりを、地域に出向いて行っているか。
- 行政区単位でニーズ発見の仕組みがあり、機能しているか。
- サロン活動の話し合いで、活動の支援を行うだけでなく、把握した課題に対して、サロン以外の多様な住民活動の開発支援に取り組むために、地域に出向いているか。

1 アウトリーチの徹底

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 小地域を単位にしたネットワークの構築							
3	①	地域の実情に応じて、配達や訪問時に安否確認やニーズ把握等を行う企業や商店に協力いただくなど、地域関係者との新たな関係を構築する。	○	○	○	○	点
		実施概要					現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域ニーズの把握に向けて、新たな地域資源の活用に関する可能性を探る。 <input type="checkbox"/> B 実際に新たな連携先を開拓する。				
	②	地域協議会等の地域ニーズを把握し、広く関係者同士が対応を協議する場を活用する。	○	○	○	○	点
	実施概要					現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 目的や機能を明確にした地域協議会等が組織化されている。 <input type="checkbox"/> B 地域ニーズの把握と対応協議のために組織化された地域協議会等が機能している。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築

1 - (1) - 3

ここでは、業務を通じて安否確認や地域ニーズの把握ができるような地域関係者（企業や商店など）と連携してアウトリーチするための関係づくりや協議の場づくりが行われているかが問われている。なお、「地域協議会」とは、社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを適切に把握するため、社会福祉法人の所轄庁が開催するもので、その運営については社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定されるものである。こうした地域協議会を活用することも考えられるが、同様の機能をもつ他の協議の場を活用することも、当然、考えられる。各地域において地域協議会がどの組織に当たるのかを検討し整理しておく必要がある。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 地域資源を活用するため、社会資源リスト等が整備されているか。
- 企業や商店等と連携して要支援者等の見守り支援が行われているか。

ステップ②

- 地域協議会等に出向いて、話し合いの場としてそれを活用しているか。
- 地域ケア会議、自立支援協議会等が開催されているか、また、そこで地域の課題が議論されているか。
- 地域協議会の機能としては、①地域における福祉ニーズの把握、②実施体制の調整、③実施状況の確認が考えられ、地域福祉活動の推進の基盤となる。

1 アウトリーチの徹底

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成								
1	①	アウトリーチを徹底するための基盤整備を図る。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	□ A アウトリーチの必要性を法人全体が理解し、徹底できるよう基盤整備している。					
	②	いずれの職員も自分の担当業務のなかで生活課題の発見と問題解決を意識し、必要に応じて支援のネットワークにつないでいる。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	□ A 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークが構築できている。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成

1 - (2) - 1

相談が来るのを待つのではなく、地域に出向き、潜在する生活課題を見つけるアウトリーチという実践は、組織全体の理解がなければ実行しえない（そうでなければ、目的もなく地域に出て行っている、あるいは余計な仕事を増やしていると見られてしまう可能性がある）。そのためステップ①では、「アウトリーチを徹底するための基盤整備を図る」ことが求められているが、具体的に何をもって「基盤整備」とするかを、各社協の文脈で明確にしておく必要がある。さらにステップ②では、どの部門の職員も、生活課題の発見と問題解決を意識しながら自分の担当業務を行い、必要に応じて実際に支援のネットワークにつなぐことができている状態を求めている。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- アウトリーチを進めるにあたり、今実施している事業で把握している課題を整理できているか。
- CSWのアウトリーチに組織の理解があるか（組織で合意形成されているか）。職員がアウトリーチすることで、事務局の体制に影響を与えるが、それに対応できる職員体制づくりができているか。
- 事業計画や地域福祉活動計画にアウトリーチを進めることが明記され、その取組を進めていく体制（体質）があるか。

ステップ②

- 制度の狭間にある要支援者への支援の仕組みができているか。
- 潜在化したニーズを発見するために地域に向いているか。

1 アウトリーチの徹底

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成						
2	①	コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を確保・育成する。				点
	実施概要					現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 個別支援と地域支援を行う人材の確保に向け各種調整（人材の発掘・育成、財源の確保等）を図る。 <input type="checkbox"/> B たとえば介護保険制度における生活支援体制整備事業（協議体、生活支援コーディネーター）等を受託する。 <input type="checkbox"/> C 社協外の専門職の「養成や質の向上、レベルアップ」をすすめる。				
	②	コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の量的・質的確保を図る。				
実施概要					現在の取組状況・課題	
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A すべての福祉サービス圏域（概ね小中学校区を想定）において人材が配置され体制整備ができている。 <input type="checkbox"/> B 量的確保と併せ、質的な確保に向け専任化、正規職員化を図る。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成

1 - (2) - 2

社協は、住民の自主的・主体的な福祉活動を推進することを目的として活動しており、そこで働く職員は住民の自主的・主体的な活動を支援するための援助技術を持ち地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉コーディネーターなど）としてのスキルアップを図る必要がある。

「強化方針」では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と地域福祉コーディネーターは同じ意味で使われており、「地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、個別支援と支援のネットワークづくりを行う福祉の専門職」（〈課題〉）を意味する。こうした個別支援と地域支援を一体的に実践する人材を、専任の正規職員として「すべての福祉サービス圏域」に配置する体制を目指すことが、「強化方針」の基本的方向である。そのための方策の例として「介護保険制度における生活支援体制整備事業等を受託する」ことが挙げられているが、「たとえば」とあるように、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の受託など別の方法もありうる。ただ、これらの職種はCSWそのものではないため、地域福祉計画や地域福祉活動計画などを活用して、CSWとしての位置づけを明確にしておく必要がある。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- CSW設置の取組を行っているか。
- 地域福祉計画等にCSWの配置に関する項目が明確に記されているか。
- CSW（社協によっては地域担当職員が担当）は支援する圏域を明確にしているか。CSW（地域担当職員）だけではなく介護・相談支援職員を含めた社協職員全体が、圏域を意識して業務をすすめるチームづくりとそのマネジメントを行っているか。
- 多機関や他事業者の専門職を含めた研修会等が開催されているか。

ステップ②

- CSWが専任の正規職員として活動しているか。
- CSWがやるべきことを理解しているか。
- 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域（具体的には中学校区）へのCSW（地域担当職員）の配置を地域福祉計画と地域福祉活動計画に位置づけることが重要である。

1 アウトリーチの徹底

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成							
3	①	専門的なスキルを持つ有資格者を活用する。	◎	○	△	○	点
		実施概要					現在の取組状況・課題
		取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域にいる社会福祉士や精神保健福祉士など専門的なスキルを持つ有資格者の参加をこれまで以上にすすめる。 <input type="checkbox"/> B 有資格者の参加といっても限界があるので、高齢者の介護支援専門員や障害者の相談支援専門員など地域で業務を行う既存の専門職の参加をさらにすすめる。				
	②	専門職等によるコミュニティソーシャルワーカーのネットワークを形成する。	◎	○	△	○	点
	実施概要					現在の取組状況・課題	
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A きめ細かなニーズの把握や対応も可能とする専門職等によるコミュニティソーシャルワーカーのネットワークを形成する。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成

1 - (2) - 3

「強化方針」では、CSWの「養成」を社協として行っていくことを求めている。ここでの「養成」は、社協のCSWの養成だけでなく、社協外の専門職の養成（1 - (2) - 2）を含み、「地域にいる有資格者」や「地域で業務を行う既存の専門職」の参加を進めるとしている。そして、社協内外に広がるCSWのネットワークを形成することを求めている。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 社会福祉士や精神保健福祉士など地域にいる専門職と協働して活動しているか。
- スキルのある住民や多様な職種と連携するため、地域に出向き、専門的なスキルを持つ有資格者に目を向けているか。

ステップ②

- CSWや他の専門職による連携会議等が行われているか。
- CSWのアウトリーチ先が確保されているか。

1 アウトリーチの徹底

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成								
4	①	必要に応じ福祉課題・生活課題を抱える世帯に対し、継続的な個別支援を実施する。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A サービス拒否やひきこもり、多問題世帯等に対し、支援計画に基づく継続的な訪問支援等を行うための人材が確保されている。 <input type="checkbox"/> B 上記支援については、社協が実施している事業の職員、ホームヘルパーや日常生活自立支援事業の専門員、自立相談支援事業の相談支援員等が実施することも可能な体制となっている。					
	②	一定の質が担保された人材による継続的な支援体制を構築する。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 個別支援と地域支援に関する研修等を実施し、質の向上に努めている。 <input type="checkbox"/> B 社協内の専門員の確保・養成だけでなく、併せて組織外の専門機関・者との連携・協働も積極的に行っている。						
5	①	人材の確保・育成に向けモデル事業を実施する。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 取り組みが可能となる先駆的な地域からモデル的に実施し、人材の確保・育成に向けた具体的な課題や方法を探る。					
	②	継続的・包括的（寄り添い型）支援の事業化を図り、全市域において展開する。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 様々な福祉課題・生活課題を抱える地域住民に対する継続的・包括的な支援に関する事業をすべての地域で実施している。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成

1 - (2) - 4・5

ここでは、人材の確保・育成をしながら、「制度の狭間や支援につながりにくい生活課題」（行動宣言）を抱える世帯に対して、実際に支援を実施する体制や事業を構築することが求められている。

1 - (2) - 4では、日常生活自立支援事業等の社協が実施する既存事業を基盤に、人材の確保・育成や組織外の専門機関との連携・協働を進め、サービス拒否やひきこもり、多問題世帯に対する「継続的な個別支援を実施する体制」を構築することを求めている。

他方、1 - (2) - 5は、「継続的・包括的（寄り添い型）な支援に関する事業」を新たに展開することが求められており、先駆的地域でモデル的な取組を実施しながら人材の確保・育成を進め、最終的には事業化を図って全市的に展開することが期待されている。したがって、この項目に回答するためには、既存事業を基盤に「継続的な個別支援を実施する体制」をどうつくるか、そして、新たな事業として「継続的・包括的な支援に関する事業」をどう展開するか、各社協がビジョンをもっておくことが必要になる。

専門委員会 委員の意見から

1 - (2) - 4

ステップ①

- 継続的に訪問し、関わるための人材確保・局内体制ができているか。
- 専任職員による要援護者への伴走型支援ができているか。

ステップ②

- 地域福祉に関する定期的な職員研修を実施しているか。
- 関係機関・団体の他の専門職と連携・協働しているか。

1 - (2) - 5

ステップ①

- モデル地区の選定の有無ではなく、アウトリーチの手法の一つとしてモデル地区を設けることで、CSWが集中的にアウトリーチする地区を確保しているか。
- モデルとなる地域の取組があり、その取組を広げているか。

ステップ②

- 要援護者への伴走型支援が地域を限らず行われているか。

1 アウトリーチの徹底

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開							
1		在宅福祉サービス等の直接ケアを実施する職員が地域ニーズを把握できるようにする。	○	○	○	○	点
	①	実施概要					現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 社協による在宅福祉サービスの歴史を振り返りつつ、今日、社協が実施する意義や目的を明確にし、職員全員に正しく理解されている。 <input type="checkbox"/> B 在宅福祉サービスの職員による個別支援を通じ、地域の福祉課題・生活課題の把握に向けたアンテナ機能が発揮されている。					
	②	実施概要	○	○	○	○	点
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 新たな地域ニーズを把握し、既存の在宅福祉サービスの機能や内容を強化する。 <input type="checkbox"/> B 地域ニーズに応じて、在宅福祉サービスにおける新たな事業開発や新たな事業展開（地域福祉型福祉サービスの実施等）を行う。				現在の取組状況・課題		

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

1 - (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開

1 - (3) - 1

ここでは、単に在宅福祉サービス事業があるかどうかではなく、その在宅福祉サービス事業がアウトリーチの機能をもっているか、つまり、サービス事業の業務を通じた地域ニーズの把握ができているか、が問われている。また、そうした新たな地域ニーズの把握を踏まえて、既存サービスの見直し・強化や「地域福祉型福祉サービス」等の新たなサービスの開発が行われているかが問われている。

なお、「地域福祉型福祉サービス」とは、日常生活の場において、「生活のしづらさ」を抱えた住民の生活の継続性や豊かな社会関係等、地域生活の質を高めることを目的にした活動やサービスで、その開発や実施過程において住民・利用者・事業者・行政が協働することを通して、共生のまちづくりに結びつく「地域資源」の性格を持つものである。（『「地域福祉型福祉サービス」のすすめ』、2005年、全国社会福祉協議会）

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- アウトリーチの重要性を在宅福祉サービスの職員が理解するよう取り組んでいるか。
- 社協の目指す目標が、職員全員に示されているか。
- 地域福祉担当職員以外の職員に気づきのポイントを示しているか。

ステップ②

- 既存の福祉サービスが地域ニーズにマッチしているか。
- 新たな地域ニーズに対応した新たな事業展開ができているか。
- アウトリーチの結果、把握した地域の課題に対応するために事業の改善や新しい事業の開発を行っているか。

2-1 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

(total: 0 /36点)

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上								
1		地域住民に対し相談窓口を広く知ってもらう（広報活動の実施）。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 相談活動について、わかりやすく伝える取組みを行う。 <input type="checkbox"/> B 「生活支援・相談センター」など社協の総合相談・生活支援の取組みについて名称を掲げる。						
	②	実施概要	相談窓口が地域住民に広く知られ、誰もが気軽に活用できる。					点
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 福祉課題・生活課題に関する社協の相談窓口が広く住民に知られている状況をつくる。 <input type="checkbox"/> B 総合相談の拠点を、住民が気兼ねなく、いつでも立ち寄れる身近なところに設置する。					現在の取組状況・課題		
2		相談対応については利用者の利便性に配慮する。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 相談曜日や時間については、相談者の利便性に配慮する。少なくとも社協の業務時間は住民からの相談対応を行う。						
	②	実施概要	利用しやすい相談窓口をつくる。					点
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 関係機関との連携も含め、できるだけ多くの相談を受けられるような窓口や電話相談等の体制づくりの工夫を行う。					現在の取組状況・課題		

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-1-(1) 相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上

2-1-(1)-1・2

ここでは、相談窓口の「周知」や「利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上」に関する事項が取り組みのポイントとしてあがっているが、既存の相談体制のまま、周知や利用しやすさの向上を図ろうとしても対応は難しい。「分野横断的かつ包括的に支援する総合相談体制がある」、もしくは「構想され構築されつつある」ことが前提となるのではないか。それがどのような体制であるべきかについては、必ずしも明示されていないが（そこでの相談援助業務のあり方は次項のテーマ）、「生活支援・相談センター」や「社協の業務時間は対応を行う」という表現から、社協組織内に社協職員が対応する総合相談窓口を設置することが想定されていると考えられる。

また、2-1-(1)-1 ステップ②では、取り組みのポイントとして「総合相談の拠点を～身近なところに設置する」としていることから、社協内の総合相談部署と連携する住民主体の相談窓口を小地域ごとに設定することもイメージされている。

専門委員会 委員の意見から

2-1-(1)-1

ステップ①・ステップ②

●心配ごと相談はもとより、社協として「どんなニーズも断らない相談体制」を構築しているかどうか。併せて、困難事例に対応するための職員のサポート体制を整えているか。

●社協だより等の紙媒体だけではなく、年代や特性に応じた広報活動を行っているか。
(SNS、HP、アウトリーチ等)

2-1-(1)-2

ステップ①・ステップ②

●利用者のニーズに合わせて柔軟に受け止められるような相談窓口になっているか。

2-1 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(1) 相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上						
①		どのような住民からも相談が受けられる体制をつくる。				点
	実施概要					現在の取組状況・課題
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 住民から福祉課題・生活課題に関する相談があった場合、断らず受け止めるという姿勢をもつ。				
<input type="checkbox"/> B 利用者のニーズや状態に応じて柔軟に対応する相談援助活動を行う。 <input type="checkbox"/> C 専門相談機関を紹介、または、つないでも、そこに行けない人や何が主訴か相手に説明できない人については、同行支援や代弁、書類記入等の支援などの伴走型の相談援助を強化する。						
3		社協の窓口で直接的に寄せられる相談に対して社協特有の機能、特性を生かして展開していく。				点
	実施概要					現在の取組状況・課題
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員やソーシャルワーカーを配置する。必要に応じて市町村事業として位置づけ、補助・受託等を求める。				
<input type="checkbox"/> B 社協の窓口で直接的に寄せられる相談に対して個別に対応することだけでなく、①地区社協等の住民活動、および専門職等とのネットワークからの地域の生活問題の把握 ②フォーマル・インフォーマルネットワークを生かした問題解決の取り組み ③問題解決と予防のための地域づくり など、問題の把握から解決と予防のしくみづくりまで含め対応できる。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-1-(1) 相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上

2-1-(1)-3

ここでは、社協内の総合相談における相談業務のあり方が取り組みのポイントとして示されている。構築された総合相談体制において「断らずに受け止める」「柔軟な対応」「伴走型の相談援助」「個別対応で終わるのではなく地域課題の把握や地域づくりにつなげていく活動」などの援助活動ができているか評価することが求められている。そのためにも、社協の総合相談における援助活動のあり方や「社協特有の機能、特性を生かした」（ステップ②）援助のあり方について、各社協内で十分に検討・協議し、組織内に共通認識をつくとともに、地域の実情に応じた具体的な目標を設定しておく必要がある。

また、こうした専門職を配した総合相談体制の構築は、社協単独では難しい場合もあり、地域福祉計画などを活用して「市町村事業」として位置づけ、行政との連携で進めていくことも必要（※）であり、そのような連携体制がとれているかも問われている。

（※）2017年の社会福祉法改正により市町村には包括的支援体制を整備する責務があるとされた

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

● 持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」という理念のもと、相談支援事業の推進と体制強化が必要である。

ステップ②

● 「社協特有の機能・特性」とは、

- ① 地区社協等の住民活動、および専門職等とのネットワークからの地域生活課題の把握
- ② フォーマル・インフォーマルネットワークを生かした問題解決の取組
- ③ 問題解決と予防のための地域づくり
- ④ 福祉課題・生活課題の相談からの新たな先駆的な事業の展開
などが考えられる。

2-1 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できています) (3点)	○ 概ね 実施している (できています) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) 部門間横断の相談支援体制づくり								
1		社協内では部門横断、社協外では関係機関、行政等の関係者との連携を行う。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 自立相談支援事業や生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業における深刻な生活課題を抱える事例（生活困窮者への自立支援・権利侵害への対応など）について、社協の他部門や関係機関、行政等の関係者と事例検討会を行うなど、取り組みの評価や支援事例の蓄積を行う。					
	②	実施概要						現在の取組状況・課題
2		社協全体の取り組みとして部門間連携の強化を図る。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 福祉サービス利用支援部門の事業（生活福祉資金・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業・居宅介護支援事業・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等）の機能、職員体制の連携強化を図る。					
	②	実施概要						現在の取組状況・課題
		困難ケース等への対応については、広く関係者を招集し検討する。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 事業部門を問わず困難ケースについて関係職員や関係機関を招集した事例検討会の開催や個別支援計画を策定する。					
	②	実施概要						現在の取組状況・課題
		組織全体で受け止め対応する組織体制を構築し困難ケースに対応する。	◎	○	△	未実施	点	
	①	実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 個別課題に応じ組織全体で受け止め円滑に対応できる組織体制を構築する。					
	②	実施概要						現在の取組状況・課題

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-1-(2) 部門間横断の相談支援体制づくり

2-1-(2)-1・2

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの既存の相談支援事業における相談対応においても事業ごとの縦割りの対応ではなく、「制度の狭間の生活課題」や「複数分野にわたる複合的な問題」などを幅広く受け止めることが求められている。そのためには、課題を受け止めた個々の事業部門だけで対応するのではなく、社協全体で対応するための部門間連携の仕組みや必要に応じて社協外の関係機関と連携する仕組みが不可欠となる。アクションプランでは、その具体例として「事例検討会」が挙げられているが、それに限らず「部門間連携」や「組織全体で受け止め対応する組織体制」としてどのような仕組みや体制を構築していくのか、それぞれの社協で目標を設定し、その実現・実施状況を確認していくことが必要である。

専門委員会 委員の意見から

2-1-(2)-1

ステップ①

●事例検討会や取組の評価・支援事例の蓄積も必要ではあるが、まずは課題に対して必要な対応を社協が取れているかどうか。

●社協内部の関係部署が有機的につながり、多くの社会資源との関わりを深めることが重要である。

ステップ②

●社協内で利用支援者の情報の共有化が何らかの方法で図られているか。

2-1-(2)-2

ステップ①

●困難ケースが出た場合、迅速に関係者を招集できる検討会議の開催が可能か。

●担当事業・部を超え、ケース検討を実施するための体制と方法が定まっているか。

●部署間での情報共有・協働を図ることができる仕組みを事務局内に整備しているか。

ステップ②

●困難ケースに対応できる仕組みがマニュアル化されているか。

2-1 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) 部門間横断の相談支援体制づくり								
3	①	相談対応によって把握した地域ニーズに対応する新たな生活支援サービスの開発に向けて検討する。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 制度の狭間への対応やインフォーマルサービス等の現状、地域の社会資源をリストアップし、地域に必要な生活支援サービスの新たな開発等について、社協組織内で検討する。					
	②	部門の統合化を図り常に新たな生活支援サービスが開発できる体制を構築している。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 生活支援サービスの開発については、とくに地域福祉活動推進部門と在宅福祉サービス部門の統合化や連携強化を図る。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-1-(2) 部門間横断の相談支援体制づくり

2-1-(2)-3

総合相談のねらいは、個別の課題解決だけでなく、個別ケースへの対応を通じて地域課題を把握し、新たな社会資源（ここでは新たな生活支援サービス）の開発につなげていくことである。そのための組織内検討や部門間連携の状況について評価する項目である。生活支援サービスの有無ではなく、新たな生活支援サービスの開発に向けた検討状況があるか、また、部門間連携など開発を行う体制があるかが問われている。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

● 相談内容や相談対応によって把握した地域ニーズがデータ化されているか。

ステップ②

● 「部門の統合化」は図れていないが、課題解決・目的達成のための部門間協議等の必要に応じた連携体制が取れているか。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

(total: 0 /60点)

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答		
(1) 多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施								
1	①	専門職と住民の協働による取り組みが重要となることについて住民の理解を得る。		◎	○	△	未実施	点
		実施概要					現在の取組状況・課題	
		取り組みのポイント	□ A 制度によるサービスだけでなく住民同士で支えることの意義について住民自身が理解、納得できるような働きかけを行う。					
	②	専門職と住民が協働する支援のネットワークが構築され、具体的な生活支援サービスや活動が広く展開される。		◎	○	△	未実施	点
	実施概要					現在の取組状況・課題		
	取り組みのポイント	□ A 専門職と住民との役割や協働する意義の正しい理解の下、住民と専門職が協働する支援のネットワークが機能しながら具体的なサービスや活動が展開される。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(1) 多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施

この項目は「多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施」となっているが、単にサービスを実施しているかどうかではなく、そうしたサービスが生まれてくる環境づくり（住民の理解、専門職と住民のネットワーク、民間財源）をどこまでしているか、また、生活支援サービスが「どのように実施されているか」（専門職と住民が協働する支援のネットワークが機能しながら実施されているか、民間財源を活用しながら自主的かつ継続的に展開しているか、など）が問われている。

2-2-(1)-1

地域包括ケアシステムの構築や、我が事・丸ごとの地域づくりなど、「地域福祉の政策化」と呼ばれる状況（言い換えれば、制度側から共助・互助が求められる状況）において、制度の肩代わりではない、住民による支え合いの意義をどう住民が納得し、理解できるかは大きな課題である。「住民自身が理解、納得できるような働きかけ」とはどのようなものか、どのようにやろうとしているのか、自らの活動を改めて見つめる必要がある。ステップ①ではあるが、社協にとっては永遠の課題ともいえるものである。また、ここでは、住民の主体的活動だけでなく、「専門職と住民の協働」がテーマとなっていることにも注意が必要である。住民が主体となった生活支援サービスが「住民と専門職が協働する支援のネットワーク」の上で展開されているかが問われている。生活支援サービスの有無だけでなく、そうしたネットワークがあるかどうか、機能しているかどうかを検討する必要がある。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●地域の住民に受け入れ、信頼される関係を構築する仕組みを行っているか。

●「行政・専門職」に任せきりではなく、なぜ住民活動が必要なのかを社協職員自身が十分に理解した上で、それを住民の目線に立って伝えているか。

ステップ②

●継続した支援が行える支援ネットワークとなっているか。

●制度の狭間にある課題も含め、常に事業展開を通じて地域生活課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発、必要となるネットワーク構築に継続的に挑戦することが大切である。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施							
2	①	住民主体の福祉活動、生活支援サービスの拡充に向けて自主財源の確保等に関する課題について検討し、情報共有する。	◎	○	△	○	点
		実施概要					現在の取組状況・課題
		取り組みのポイント	□ A 社協の各部門において、多様な生活課題に対応する社会資源を把握したり、住民主体の福祉活動、生活支援サービスの拡充に向けて自主財源の確保策を検討する。				
	②	多くの生活支援サービスや活動が民間財源等を活用しながら自主的かつ継続的に展開されている。	◎	○	△	○	点
	実施概要					現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	□ A 地域住民、専門機関、ボランティア・NPO団体などの協力や共同募金等の民間財源の積極的な活用を図る。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(1) 多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施

2-2-(1)-2

専門委員会では、ステップ①の「自主財源」は「社協にとっての自主財源」を意味すると考え、住民主体の福祉活動や生活支援サービスの拡充に向けた「社協の取組・事業」に活用できる自主財源の確保策を、社協の各部門で検討しているかが問われていると理解した。

他方、ステップ②の「民間財源」は、住民主体の福祉活動や生活支援サービスの多様な担い手としての財源を意味すると解釈した。住民主体の福祉活動や生活支援サービスなどが自主的かつ継続的に展開されるには、公的な財源のみに依存するのではなく、民間財源を積極的に活用していくことが必要であるが、共同募金など、これまでの民間財源が減少していく中、地域の実情に応じた新たなファンドレイジングの方法が求められている。ステップ②では、生活支援サービス等の担い手が民間財源を確保できるよう、社協としてどのような支援を行っているかが問われている。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●行政からの補助金・受託金等公的財源は市町村社協の主要な財政基盤である。各社協の事業・活動の内容や規模等により、補助金・受託金・寄付金等、必要な財源をいかに確保して活動していくのか整理した上で、自主財源の確保策を検討しているか。

ステップ②

●共同募金以外の民間財源を集める工夫を行っているか。そしてそれを生活支援サービス等の事業に活用しているか。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答		
(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応								
1	①	在宅福祉サービス部門が実施する要支援者に対するサービス提供については、地域づくりの視点に基づき行う。		◎	◎	◎	◎	点
	実施概要						現在の取組状況・課題	
	取り組みのポイント	□ A 「介護予防・日常生活支援総合事業」による要支援者等に対するサービスを、サービスの受け皿づくりとしてではなく、地域づくりの視点に基づいて開発・提供する。						
	②	利用者のニーズに合わせて対応できる多様な生活支援サービスの開発・拡充を図る。		◎	◎	◎	◎	点
実施概要						現在の取組状況・課題		
取り組みのポイント	□ A 地域の実情や高齢者等の実態によって、多様なサービスや活動の開発・拡充を図る。							

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

2-2-(2)-1

介護保険制度における新しい総合事業の導入により、社協の在宅福祉サービス部門も、一部、総合事業への移行が進められる中、そのことを「経営的に厳しい」「サービスの受け皿づくり」と受け止めるのではなく、地域づくりの視点から積極的に意義づけて進めていくことができているか（ステップ①）、そして、その方向をさらに発展させ、多様なニーズに対応する新たな生活支援サービスの開発が行えているか（ステップ②）が問われている。

ここでも、各社協は、サービスの提供・開発を「地域づくりの視点に基づいて行う」とは、具体的にどうということなのか、それぞれの地域の文脈において明確にしておく必要がある。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●地域づくりの視点とは、住民主体の活動に関わる担い手づくり、地域生活課題の把握や解決に向けた仕組みづくりのことである。

●総合事業を地域づくりの視点に基づいて開発・提供することについて理解はするが、経営的な視点も考慮する必要があると考える。

ステップ②

●総合事業に限らず利用者（住民）のニーズに合わせたサービスの開発・拡充を図っているか。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応							
2	①	住民と関係者による事例検討や協議の場等を設置し対応事例を蓄積する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 困難ケースや社会的孤立等の生活課題の解決に向けて、住民や民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設などさまざまな専門機関や行政とも協働し、事例検討会や協議の場を設置するなどして対応事例を蓄積する。					
	②	住民参加による事例検討会等を通じ、地域課題を把握しながら、地域づくりをすすめる。	◎	○	△	未実施	点
実施概要							現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 利用者やその世帯の生活課題を十分に把握しニーズに即した在宅福祉サービス提供するとともに、社協内外のサービスや活動との協働を図る。 <input type="checkbox"/> B 住民参加による事例検討から地域の課題を考え、住民と専門職とが一体となって地域づくりをすすめる。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

2-2-(2)-2

在宅福祉サービス部門が多様な生活課題に対応していくためには、住民や多様な関係者と生活課題について協議する場が必要になる。ここでの事例検討や協議の場としては、介護保険制度の地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、包括的支援体制における相談支援包括化推進会議など多様なものが考えられ、地域によってどのような協議の場がこの項目に該当するのか、改めて検討する必要がある。しかし、いずれにしても、①社協内だけでなく社協外の機関や特に住民が参加する事例検討や協議の場であること、②個別事例の検討や蓄積から地域課題の把握や地域づくりへと展開していくものであること、が必要である。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●個別の課題を地域全体の課題として住民が認識できるような、住民同士の対話を基本とした協議ができているか。

●専門職のみになりがちな事例検討会などに住民がどのような立場や目的で参加する（している）のかをお互いが理解しておく必要がある。

●在宅福祉サービスへの取組は、目の前の住民の福祉ニーズに応えるためであり、今後もその原点に立ってニーズに対応していく必要がある。社協の在宅福祉サービス事業は、専門職だけで囲い込むケアではなく、地域の助け合い活動や住民主体の生活支援サービスと連携し、住民との協働によるケアに取り組むことが重要である。

ステップ②

●その地域で継続可能な、予防を含めた福祉活動を住民自身が考えるように支援を行っているか。

●個別事例などは、支援により問題がなくなると完結される傾向にあるため、地域課題への展開の必要性がなかったかを必ず検証する癖が必要である。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応								
3	①	住民主体の地域活動を広く推進する。		◎	○	△	○	点
		実施概要						現在の取組状況・課題
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 食事サービス、移動・外出支援、宅老所、居場所・サロン、見守り支援活動、訪問型サービス、住民参加型在宅福祉サービス等の生活支援に関する住民主体の地域活動を支援・推進する。						
	②	生活支援サービスの開発・拡充に主体的にかかわる住民を増やす。		◎	○	△	○	点
実施概要							現在の取組状況・課題	
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 福祉活動、地域活動の活性化に伴い主体的に生活支援サービスにかかわる住民を増やす。							

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

2-2-(2)-3

ここでは、ステップ①で推進した「住民主体の地域活動」の土台の上に、ステップ②で、よりシステム化された「生活支援サービス」(注4)に主体的にかかわる住民を増やしていく、という流れが読み取れる。したがって、この項目に回答する上では、基礎となる「住民主体の地域活動」と、よりシステム化された「生活支援サービス」をレベル分けして捉えておく必要がある。

また、2-2-(2)は「在宅福祉サービス部門における多様な生活課題への対応」となっているが、言うまでもなく、「住民主体の地域活動」の支援・推進は、地域福祉活動推進部門を中心に社協全体で取り組んでいくことなので、回答にあたっては、在宅福祉サービス部門の取組だけを念頭に置く必要はないと考える。

(注4)

「生活支援サービスとは、①市民の主体性にもとづき運営されるもので、②地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みをもち、③公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されますが、④個別支援を安定的・継続的に行うためによりシステム化されたものです。」(全国社会福祉協議会「生活支援サービスの普及促進に関する調査研究委員会『生活支援サービス』が支える地域の暮らしー地域に根ざした地域包括ケアづくりー」(2011年3月)より)

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●「住民主体の地域活動」について、具体的にどのようなことを指すのか社協内で示す必要がある。

ステップ②

●ステップ①の「住民主体の地域活動」を担う住民と、「主体的に生活支援サービスにかかわる住民」の違いを認識しておく。

●介護保険制度を中心とした在宅福祉サービスでは、現代の世帯の抱える多様な生活課題の解決が困難になっており、地域包括ケアシステムにおける生活支援の担い手として住民主体の地域活動が期待されている。ここでの取組は、介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービスB、通所型サービスB)の設置推進だけでなく、課題となっている「生活支援」の必要性を地域住民に理解してもらうとともに、社協全体として在宅福祉サービス部門と地域福祉活動推進部門とが連携・協働して地域活動として住民主体の取組を進めているかという視点が必要である。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施							
1	①	住民組織を含めた関係者が集い地域でのつながりを構築するための共同事業を実施する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A ボランティア・市民活動センター等がプラットフォームとなり、特定の生活課題の解決にむけたプロジェクト事業等を企画・実施し、新たな団体とも関係性を築きながら、地域でのつながりを構築するための協働事業を展開する。					
	②	生活困窮者自立支援制度における自立支援プログラムの開発等を行う。	◎	○	△	未実施	点
実施概要						現在の取組状況・課題	
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 生活困窮者自立支援制度の事業を活用するほか、社協の他のサービスやハローワークや教育機関など関係機関とも連携しながら、自立支援プログラムの開発など出口支援の開発・開拓などにも取り組み、生活困窮者への支援を拡充する。 <input type="checkbox"/> B 社会福祉法人・施設との協働により地域における公益的な取組を展開し、制度では対応できない支援を開発・実施する。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(3)住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施

2-2-(3)-1

ステップ①は、住民組織を含めた関係者による地域でのつながりを構築するための共同事業の実施となっており、具体的な取り組みのポイントとして、ボランティア・市民活動センターによる「多者協働の場（プラットフォーム）」（注5）を基盤として課題解決のための事業を立ち上げることがあげられている。また、ステップ②では、生活困窮者自立支援制度における自立支援プログラムの開発がテーマとなり、生活困窮者自立支援における出口支援のための社会資源開発や社会福祉法人の協働による地域における公益的取組の展開が取り組みのポイントとなっている。生活困窮者自立支援や社会福祉法人の連携に比べ、ボランティア・市民活動センターの活動は従来から進められてきたことから、後者がステップ①に位置付けられているが、これらの取組は必ずしも段階的なものと捉える必要はないのではないか。

（注5）

全国社会福祉協議会「市町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」より

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●多者協働（住民含む）による地域での生活課題解決に向けての取組を例として地域のつながりの構築を示唆している。多者協働の場（プラットフォーム）等をつくっているか（既存の場をうまく活用しているか）。

●ボランティア・市民活動センターの機能（幅広い領域の住民参加のコーディネーターが中核となる）強化を図るために、ボランティアコーディネーター（専従）のスキル開発と育成が必要である。企業や大学等にアプローチし、実践モデル開発を行うなど打開策を検討する。

●NPO法人や市民活動センターなどの中間支援組織との連携や協働を進めるために情報交換会や連絡会を開催する。

ステップ②

●生活困窮者等の支援に係る「自立支援プログラムの開発など出口支援」とは、生活困窮者等支援が必要な人の状況を理解しながら受け入れてくれる場（職場）を探したり、つくりだすことではないか。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応								
1	①	地域ニーズの把握と困難ケースへの対応に向け広く関係者との連携・協働の機会を設ける。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 「地域協議会」の設置に向けた行政への働きかけを行う。					
	<input type="checkbox"/> B 市町村圏域における地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりを行う。							
		<input type="checkbox"/> C 「社会福祉法人・施設連絡会」等を設置する。						
2	②	地域や社協の状況に応じて地域協議会等を戦略的に活用する。	◎	○	△	未実施	点	
		実施概要						現在の取組状況・課題
		取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 「地域協議会」や「社会福祉法人・福祉施設連絡会」の組織化、生活支援体制整備事業における「協議体」「生活支援コーディネーター」、多機関の協働による包括的支援体制構築事業における「相談支援包括化推進員」「相談支援包括化推進会議」などさまざまな協議の場を活用したセーフティネットを構築するための体制づくりを行う。					
<input type="checkbox"/> B 社会福祉法人・施設との協働により地域における公益的な取組を展開し、制度では対応できない支援を開発・実施する。								

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

ここでは、「制度の狭間」の課題を解決するために、2017年の社会福祉法改正で新たに規定された「包括的支援体制」を念頭に入れる必要がある。社会福祉法第106条の3により「包括的支援体制」を整備する「市町村の責務」が規定されたが、ここでは、それぞれの地域に合った包括的支援体制の構築に向けて社協がどう働きかけているのか、構築された包括的支援体制において社協がどのような役割を果たしているのか、をチェックする項目である。ここで挙げられた取り組みを推進していくためには、その前提として、それぞれの地域における包括的支援体制のビジョンを明確にし、そこでの社協の役割を明確にしていくことが求められる。

2-2-(4)-1

ステップ①の「地域ニーズの把握と困難ケースへの対応に向け広く関係者との連携・協働の機会を設ける」ということ自体は、これまで項目として複数回出てきている（2-1-(2)-2、2-2-(2)-2など）。ここでは、その連携・協働の機会や協議の場を「既存の制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的対応」、すなわち、包括的支援体制づくりにつなげているかが問われている。ステップ②では、包括的支援体制は、単独の独立した仕組みというより、地域協議会や社会福祉法人連携、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度などの複数の制度・事業が組み合わさって全体としてひとつのシステムに再編成されたもの、と考えられる。したがって、関連する既存の制度・事業の人材、機関、協議の場などを「戦略的に活用」して包括的支援体制づくりが進められているかを評価しようとする項目であると考えられる。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 困難ケース等に迅速に対応できる関係者による協議の場を持ち、支援のネットワークにつなげることができるか。
- 管内の社会福祉法人の代表者が、管内の活動について話し合う場づくりを通して連絡会設置を働きかけているか。
- これまでの地域での話し合いをうまく活用していく視点も重要である。

ステップ②

- マンパワーが見込まれる、社会福祉法人・施設連携を社協が主導しているか。
- 総合相談、包括的支援の体制を仕組みとしてどうやって作っていくかという戦略（ビジョン）があるか。
- 管内の社会福祉法人・施設の実務者（職員）間で、利用者の地域参加をはじめとした地域のセーフティネットづくりについて話し合ったり学習したりしているか。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応							
1		深刻な生活課題の解決に向けて地域住民も含めた地域のネットワークを形成する。	◎	○	△	未実施	点
	実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域の住民、当事者およびその家族などの参加のもと、生活困窮者への支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク（プラットフォーム）を形成する。					
2		包括的支援体制づくりに向け、各種相談機関の受託運営をする。	◎	○	△	未実施	点
	実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 自立相談支援事業、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、基幹相談支援センター（障害者福祉法）等を受託運営するとともに、住民や関係機関の理解と協働を含めた制度外サービスへの対応も実施する。 <input type="checkbox"/> B 上記事業の受託がない場合、深刻な生活課題は地域の関係機関のネットワークで受け止め、社協としてそのネットワークに積極的に関わり、連携協働した解決を目指す。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

2-2-(4)-2・3・4

「深刻な生活課題の解決に向けて地域住民も含めた地域のネットワークを形成する」(2-2-(4)-2 ステップ①)、「包括的支援体制づくりに向け、各種相談機関の受託運営をする」(2-2-(4)-2 ステップ②)、「生活困窮者自立支援制度の事業を受託し、より効果的なものにする」(2-2-(4)-3 ステップ①・②)、「福祉や介護以外の他領域専門機関との『多職種横断的連携システム』の構築を図る」(2-2-(4)-4 ステップ①・②)などは、地域の包括的支援体制において社協が果たす役割に関する項目といえるが、これらは、地域の包括的支援体制がどのような体制であるか、また、その中で社協の役割がどのように位置づけられているのかによって異なってくるものである。

しかし、「強化方針」としては、それぞれの地域の包括的支援体制において当該地域の社協が中核的な役割を果たすことを目指している。そのため、社会福祉法で包括的支援体制において協働の中核になる機関として想定されている自立相談支援事業(生活困窮者自立支援制度)の受託などが、項目として盛り込まれている。

専門委員会 委員の意見から

2-2-(4)-2

ステップ①

●まずは、課題に応じて行政、専門機関、事業所等とつながることが可能かどうか。

●ネットワークの場に積極的に参画し、課題解決に向けた事業・活動ができないか検討しているか。

ステップ②

●受託の有無に関わらず、包括的支援体制の中での社協の役割を明確にしているか。

●包括的支援体制の構築は市町村の責務であるため、社協は、市町村に対し積極的に呼びかけていくとともに地域福祉(活動)計画の策定を基に議論していくことも有効である。

2-2 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応							
3	①	生活困窮者自立支援制度の事業を受託する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A	生活困窮者自立支援制度の事業を実施し、緊急的な食糧・衣料品、資金の提供・貸与や一時的な宿所の提供等を行う。				
		<input type="checkbox"/> B	また、制度の枠にとわられず、社会福祉施設や民間企業等とも連携しながら、ニーズに応じた柔軟な支援を開発・実施する。				
②	対象者の自立支援に向けて生活困窮者自立支援制度の事業をより効果的なものとする。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A	生活困窮者自立支援制度の事業を活用するほか、社協の他のサービスや関係機関と連携しながら、出口支援の開発・開拓などにも取り組み、生活困窮者への支援を拡充する。					
	①	福祉や介護以外の他領域専門機関との連携を図る。	◎	○	△	未実施	点
実施概要							現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A	福祉や介護以外の他領域専門機関（保健・医療・教育・司法等）との連携を図る。					
	<input type="checkbox"/> B	情報を共有するための連携シートの整備や個人情報管理のルール化を図る。					
②	「多職種横断的連携システム」を構築する。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A	福祉や介護以外の他領域専門機関（保健・医療・教育・司法等）との「多職種横断的連携システム」の構築を図る。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

2-2-(4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

専門委員会 委員の意見から

2-2-(4)-3

ステップ①

- 受託の有無に関わらず、生活困窮者支援を実施しているか。(ふくおかライフレスキュー事業、社会福祉法人連携等)
- 生活困窮者自立支援事業は、全世代型で社会的孤立など狭間の課題に対応する制度として、その実施状況が包括的支援体制のあり方に直結することを認識する必要がある。

県内受託社協は多くないが、社協として同制度に対する問題意識を持ちながら包括的な支援体制づくりの中で一定の役割を担えるよう、行政や自立相談機関等との関与・連携を強めていくことが重要である。

2-2-(4)-4

ステップ①

- 課題を把握した時など、必要に応じて臨機応変に会議を開くことができるか。
- 状況により多職種連携教育 (IPE)を職員に行うことも必要となる。
- 地域福祉活動者間での個人情報の共有・活用を進めるため、取組の指針等を作成するなど、有機的に活用していくための情報プラットフォームの構築を図る必要がある。

ステップ②

- 地域内で取組を進めている社会福祉法人連絡(協議)会等で、総合相談体制づくりや福祉人材確保への対応、子どもの居場所づくりや認知症等の啓発活動等多様な実践が可能かどうか検討しているか。

ステップ②

- 定例の事例検討だけでは不十分であると考え、参加者が会議において(もしくは会議の後の支援において)何らかの役割を果たすことができているか。(参加者がきちんとアドバイスも含め支援に加わっているかが重要である。)
- 他領域は、記載以外に農林水産を含めた産業、労働、防犯、防災、まちおこし等生活の基盤となる領域が考えられる。これら他領域と連携した地域づくりは今後の地域福祉にとって重要な視点である。

3 地域づくりのための活動基盤整備

(total: 0 / 54点)

no. step	実施状況	◎	○	△	未実施	各社協の回答	
		実施している (できている) (3点)	概ね 実施している (できている) (2点)	実施して いるが課題 などがある (1点)	実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)		
(1) 小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備 (小学校区程度)							
1	①	地域福祉推進基礎組織の設置をすすめる。	○	○	○	○	点
	実施概要						現在の取組状況・課題
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域の実情に応じて小学校区や町内会・自治会を単位に「地区社協」「校区福祉委員会」などの設置をすすめる。 <input type="checkbox"/> B 地域福祉推進基礎組織の設置・運営について、財政面を含めた各種関係情報の提供や関係者との連絡調整などの支援を行う。					
	②	小地域の福祉活動の計画と拠点づくりを行い小地域における住民の福祉活動を計画的かつ着実にすすめていく。	○	○	○	○	点
実施概要						現在の取組状況・課題	
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）を基盤にして、小地域の福祉活動の計画づくりをすすめる。 <input type="checkbox"/> B また、その実施について共同募金などの民間財源を積極的に位置づけるファンドレイジングに取り組む。 <input type="checkbox"/> C 小学校区程度を単位に、地域住民のボランティア活動、民生委員・児童委員、福祉委員等の住民の福祉活動や身近な相談窓口（「福祉なんでも相談」等）の拠点を整備する。（空き店舗・民家の借上げ、公民館等の活用等が考えられる。）						
2	①	住民同士の支え合いの仕組みづくりについて、モデル的な地区を指定し、できるところから取り組む。	○	○	○	○	点
	実施概要						現在の取組状況・課題
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 既存の居場所やサロンを中心に、住民が主体的に支え合う仕組みづくりと多様な生活支援サービスの構築に向けて、モデル町内会・自治会、または、地区を指定し、協働の取り組みをすすめる。					
	②	世代や分野を超えた全世代・全対象型の支援づくりをめざす。	○	○	○	○	点
実施概要						現在の取組状況・課題	
取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 高齢者・障害者の健康、生きがいづくりにつながる仕事づくりや就労訓練の場、地域産業などと連携した全世代・全対象型の支援づくりなどをめざす。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

3－（１）小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備 （小学校区程度）

3－（１）－１・２

3－（１）－１ ステップ①地域福祉推進基礎組織の設置、3－（１）－２ ステップ①モデル地区の指定、3－（１）－１ ステップ②小地域の福祉活動の計画づくりやファンドレイジングなどは、これまでの社協の地域支援の方向性の中で考えることができる。しかし、3－（１）－１ ステップ②の「身近な相談窓口の拠点整備」、3－（１）－２ ステップ②の「全世代・全対象型の支援づくり」は、大項目の解説 第1点（P 12）、「総合相談・生活支援体制」や「包括的支援体制」の一環として機能しうる住民福祉活動をどうつくっていけるかという問題に関係している。

これらの実施状況をチェックしていくためには、まず前提として、地域全体としてどのような「体制」が目指されているのか、そのために住民、社協、行政、他の関係機関がどのように連携していくのか、ということが明らかになっていないといけない。

専門委員会 委員の意見から

3－（１）－１

ステップ①

●住民が地域生活課題を話し合う小地域エリアでの場づくりを推進しているか。

●その場合、基礎組織の「設置」の状態をどのレベルにするか。まずは住民自治組織の動向を正確に把握し、連携方法を探ることが重要である。

3－（１）－２

ステップ①

●住民の支え合いとはどのような活動が考えられるか。

ステップ②

●新たなサービスの開発を行うのか、既存の仕組みを発展させるのか、ネットワークや支援体制を構築するのか。

3 地域づくりのための活動基盤整備

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充							
1	①	住民参加による「自分たちのまちを考える」機会をつくる。	○	○	○	○	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A さまざまな機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめる。					
	②	福祉コミュニティづくりのために福祉活動に自ら参加する住民を増やす。	○	○	○	○	点
2	①	地域のボランティア・市民活動の実態を把握する。	○	○	○	○	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域にどのようなボランティア・市民活動があり、どのような活動を行っているか等の実態について把握する。					
	②	地域活動の活性化と新たな参加団体（者）の創出を行う。	○	○	○	○	点
3	①	住民福祉活動の環境整備を行いながら活性化に向けた支援を行う。	○	○	○	○	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域福祉推進基礎組織を基盤にしながら、多様な住民主体の福祉活動の拡充を図る。 <input type="checkbox"/> B 住民福祉活動の実施にあたり、財政面を含めた各種関係情報の提供や関係者との連絡調整などの支援を行う。					
	②	共同募金運動の仕組みを活用しながらより積極的な民間財源確保の醸成を行う。	○	○	○	○	点
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A テーマ型募金など、共同募金運動の仕組みを活用した地域住民、地区社協・校区福祉委員会、ボランティア・NPO団体とともに民間財源確保の醸成を行う。（公募方式の導入等。）					現在の取組状況・課題	

解説

3－（2）住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充

3－（2）－1・2・3

この項目は、大項目の解説 第2点（P 12）に関係している。「自分たちのまちを考える」機会をつくる（3－（2）－1 ステップ①）などして、無関心層にどのようにアプローチし、新たな参加者・団体を増やすことができているか、ということが問われている。3－（2）－2 ステップ②にあるように、既存グループ・個人による地域活動の活性化を図りつつ、新たな参加団体（者）を創出していく、この両面を行えているかが問われている。

専門委員会 委員の意見から

●地域の課題解決に向けた活動を継続的に実施するためには、用途に制限のある助成金や委託金よりも柔軟に活用できる財源として寄付金等を集める取組が必要である。福岡県共同募金会各市町村支会と協力してPR活動を実施し気運を高めることが重要である。

3－（2）－1

●自治会長や民生委員・児童委員など特定の役職にある住民だけではなく、多くの住民を巻き込む視点から「広く住民全般」が参加しているか。

3－（2）－2

●地域活動の活性化のため、マンネリ化からの脱却やステップアップを図っているか。

3－（2）－3

●財源確保、拠点確保、相談支援経路確保等を行い、環境整備に取り組んでいるか。

3 地域づくりのための活動基盤整備

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(3) 地域づくりに向けた人材確保・育成							
1	① 1	地域づくりのリーダーに求められる人材像を明確にする。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域活性化の中心となるリーダーは、地域課題を自らの課題として認識できる人物、自分の暮らす地域を良くしたいという強い思いを持つ人物といった要素が考えられるが、地域の状況に応じて具体的な人物像を明らかにする。					
	① 2	地域活動のキーマンの発掘と各種事業活動の参画に向けた働きかけを行う。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域活動の関連団体・人に関する情報収集を行いながら、キーマンの発掘を行う。 <input type="checkbox"/> B 発掘された候補者については、各種関連事業への参画を促す。					
②	地域づくり活動のリーダーの質を高め、量の拡大を図る。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域活動の積極的なPR・情報発信を行う。 <input type="checkbox"/> B 活動が盛んなNPO、団体等において主体的に活動している様々なタイプの人材を現場経験を通して育成する。 <input type="checkbox"/> C 上記のような質の向上や育成に関する取り組みを行いつつ、地域づくり活動のリーダーの数を増やす。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

3－（3）地域づくりに向けた人材確保・育成

3－（3）－1

地域づくりのリーダーに求められる人材像として、各社協はどのような人材像をイメージしているのか。「強化方針」は、その人材像を見直し、多様化することを求めているのではないか。たとえば、これまでの地縁組織を母体とする人材像だけでよいのか。社協自身が新たな人材像を明確にすることで、キーマンの発掘や新たなリーダー養成につながる。新たな時代や世代にあった人材像を明確にしたうえで、確保・育成に取り組んでいるかどうか問われている。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 具体的にどのような役割かを考え、それに合致する住民の顔がイメージできるかどうか。
- 広く地域において福祉教育を行い、人材発掘・人材育成を行っているか。

ステップ②

- 地域づくり活動のリーダー同士の情報共有の場や研修の機会を設け、キーパーソンの数を増やすとともに、世代交代等による切れ目がないような人材育成の体制を設けているか。
- 意図的に地域リーダーの力量を高めることは難しく、常に様々な情報を提供することで意識・やる気を変えることにつながっていく。
- 地域の共通課題の解決に向けた人材育成プログラムの開発・実施を検討する。

3 地域づくりのための活動基盤整備

no. step		実施状況						
		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)			
(4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり								
1	① 1	さまざまな事業・活動において住民参加を意識し、連携・協働を心がける。		◎	○	△	未実施	各社協の回答
		実施概要						
		取り組みのポイント		<input type="checkbox"/> A 社協の事業や活動において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がける。 <input type="checkbox"/> B 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援する。 <input type="checkbox"/> C 具体的な提案をしながら住民参加による協働の取り組みを積極的に増やしていく。				
	ボランティア・市民活動センター等が中心となってプロジェクト事業等を企画・実施する。		◎	○	△	未実施	点	
	実施概要							
	取り組みのポイント		<input type="checkbox"/> A ボランティア・市民活動センター等がプラットフォームとなり、特定の生活課題の解決にむけたプロジェクト事業等を企画・実施する。 <input type="checkbox"/> B 新たな団体とも関係性を築きながら、地域でのつながりを再構築するための協働事業を展開する。					
	住民同士の助け合いによる地域づくりを継続的に協議する仕組みを構築する。		◎	○	△	未実施	点	
	実施概要							
	取り組みのポイント		<input type="checkbox"/> A 地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げる。 <input type="checkbox"/> B 助け合い・支え合いの地域づくりの推進に向け、地域住民と関係者が地域の課題やニーズの解決策・対応策をともに考え、行動することを目的とした定期的な情報共有・連携強化を図るための中核的な協議体等を設置する。					

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

3－（４）住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

3－（４）－１

再掲となる3－（４）－１ ステップ①「ボランティア市民活動センター等が中心となってプロジェクト事業等を企画・実施する」や同じくステップ②「住民同士の助け合いにより地域づくりを継続的に協議する仕組みを構築する」は、総合相談・生活支援体制もしくは包括的支援体制の要素のひとつであり、そのような場がつくられ、かつ、そこに住民や新たな団体が参加し、新たな連携・協働関係ができていくかが問われている。しかし、やはり、前提として、どのような体制が考えられているかが重要である。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

●住民参加の対象はキーパーソンや登録ボランティアだけでなく、発掘も兼ねて広く住民全般を意識しているか。

ステップ②

●企業とNPO、労働組合、生活協同組合等の協働に関する情報提供や新たな交流の場づくりを進めているか。

3 地域づくりのための活動基盤整備

no. step		◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり						
1	実施概要	一部の人のための福祉教育活動ではなく、すべての人々にかかわる福祉教育活動を展開する。				点
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした福祉教育活動に取り組む。				現在の取組状況・課題
2	実施概要	福祉教育などに取り組みながら、住民が地域づくりにかかわる意義や目的を含め、意識の涵養と理解を深める。				点
	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 近隣住民で「困っている人」「深刻な状況にある人」が把握された場合であっても、見て見ぬふりをしたり、誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成に取り組む。				現在の取組状況・課題
		<input type="checkbox"/> B 就学前から義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域貢献学習（サービサーニングやボランティア活動）などに積極的に取り組み、福祉意識の涵養と理解を深める。生涯学習の視点からも取り組む。				
<input type="checkbox"/> C 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成を行う。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

3－（４）住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

3－（４）－２

3－（４）－２の福祉教育に関する項目は、最初に述べた大項目の解説 第2点(P 1 2)と関連する。ステップ①に「一部の人のための福祉教育活動ではなく、すべての人々に関わる福祉教育」とあるのは、関心がある人だけではなく、一般層、無関心層に向けたアプローチを強化すべきことを示唆している。他方、ステップ②は、福祉教育と福祉活動を分けるのではなく、両者が一体となった福祉教育を進めていくことを求めている。近隣住民で「困っている人」「深刻な状況にある人」が把握された場合であっても、見て見ぬふりをしたり、誰かにまかせようとしたりするのではなく、「自分たちで何かできないか」と思えるような意識の醸成に取り組むとあるが、これはどうすればできるのか。「『一人の課題から』、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促される」（地域力強化検討会）（注6）とすれば、こうした活動の場をつくり、そこを福祉教育の場として意識しているかが問われている。地域貢献学習（サービ斯拉ーニングやボランティア活動）も同様である。

（注6）地域力強化検討会「中間とりまとめ」における「3つの地域づくり」

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 小学生等を対象とした福祉体験教室等だけではなく、福祉に対する関心を育む実践である福祉教育を広く地域住民に対して実践しているか。
- 福岡県社協が発行する福祉教育教材「ともに生きる」をはじめとする福祉教育関連教材を積極的に活用し、福祉教育についての共通理解を図り、地域に広く啓発していく必要がある。

ステップ②

- 福祉のまちづくりにつながる地域福祉計画・地域福祉活動計画に福祉教育を位置づけ、住民主体の学びの環境づくりとして取り組む必要がある。
- 学校と社協の2者関係で推進しがちの福祉教育を、地域において進めていくために、意識的に地域全体を包括した事業展開を考える必要がある。生涯学習の中核・地域づくりの拠点としての公民館等との協働が重要となる。

4 行政とのパートナーシップ

(total: 0 /42点)

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答	
(1) 担当部門を越えた行政との連携強化								
1	①	行政関係者に社協の役割や社協職員の専門性を周知し、理解を得る。	◎	○	△	未実施	点	
	1	実施概要						現在の取組状況・課題
	1	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 社協の使命とともに事業・活動を説明する。互いに顔の見える関係を作り、業務内容等の理解を促す。 <input type="checkbox"/> B 役所と社協の各事業担当で定期的に話し合う場を持つ。					
	①	担当部門を越えた関係職員間で定期的な意見交換・情報交換の場づくりを行う。	◎	○	△	未実施	点	
	1	実施概要						現在の取組状況・課題
	2	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 自治体の社協主管部門や介護保険部門だけでなく、地域創生等の地域づくり推進部門や企画政策部門等の関係職員と社協職員との定例的な意見交換の場づくりを行う。 <input type="checkbox"/> B 行政の庁内連携の積極的な働きかけを行う。					
2	社協と行政との継続的な連携・協働体制を構築する。	◎	○	△	未実施	点		
2	実施概要						現在の取組状況・課題	
2	取り組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 関係部門間の連携を図り、また人事異動等によるメンバーの交代等があっても行政と社協が組織的に連携・協働がとれる体制を構築する。						

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

解説

4－（１）担当部門を越えた行政との連携強化

まず、最初のステップとしては、行政と社協の担当者間で顔の見える関係や定期的な話し合いの場があるかどうかだが、外形的な面だけでなく、どこまで社協の固有の役割・業務やその専門性を説明できているか、どこまで理解してもらえているか、という内容の深さが問題になる。そして、次の段階（ステップ①）としては、個人的な関係を越えて、「組織的・継続的に連携・協働がとれる体制」ができているかどうかが問われているが、これは、なんとなくそういう関係性ができている、ということではなく、目に見える体制が構築されているかが問われている。

また、ステップ①－２については、「地域づくりは、行政や専門機関、民生委員・児童委員も含めた福祉関係者の思いや実践だけで取り組むものではない」（第２次アクションプランより新規に追加した「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動）との指摘や、「生活困窮者の出口支援の開発・開拓」、「多職種横断的連携システムの構築」のためには福祉や介護以外の他領域専門機関との連携が必要となる（２－２－（４）－２・３・４）ことから、自治体の社協主管部門や介護保険部門以外の部門、特に地域づくり推進部門や企画政策部門との連携をいかに図っているかが問われている。

4－（１）	ステップ①	ステップ②
1	1 行政関係者に社協の役割や社協職員の専門性を周知し、理解を得る。 2 担当部門を越えた関係職員間で定期的な意見交換・情報交換の場づくりを行う。	1 社協と行政との継続的な連携・協働体制を構築する。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 行政関係者と社協の関係が良好であり、お互いの考え方を理解し、共通した目的を持っているか。
- 定期的な意見交換・情報交換の場はないが、必要な時はいつでも担当者と話し合うことができるか。

ステップ②

- 市町村域の地域生活課題を整理・把握し、資源開発を検討するための仕組み等について、行政と協議をすることができているか。

4 行政とのパートナーシップ

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価							
1	① 1 1	社協の実施している事業に関して行政にも協力を得ながら積極的に広報する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域福祉推進における諸活動が評価できるようデータ、記録、事例の蓄積を行うとともに、広報誌・インターネット・マスコミ等を通じて広報等を行う。					
	① 1 2	地域福祉の推進に向けて住民の個人情報の取扱いについて、関係者を交えて検討し、共有する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域福祉コーディネーター等の配置、継続的・包括的（寄り添い型）支援などの地域福祉の基盤整備がすすむなか、地域における個人情報の取扱いについて、関係者を交えて行政と協議し、必要な情報について共有化を図る（定期的な意見交換の機会の設定や、共有の場づくり）。					
	① 1 3	行政と一体となって地域福祉計画を策定する（必要な見直しを行う）。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域福祉計画未策定の市町村においては、行政に計画の策定を働きかけるとともに、社協で策定したアクションプランの内容を反映させながら、地域福祉活動計画の一体的な策定に取り組む。 <input type="checkbox"/> B すでに地域福祉計画が策定されている市町村においては、重層的なセーフティネットの構築などを含む地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しを行政に働きかけるとともに、住民参加の取組みや小地域福祉活動の取組みを推進する。					
	② 1 1	総合相談・生活支援システムの構築に向け、行政と一体となって計画的かつ継続的に地域福祉の推進をすすめる。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 行政と協働して、地域福祉計画の進捗状況など市町村全体の地域福祉の推進状況について評価を行い、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられるよう、地域福祉推進の基盤整備や地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しをすすめる。 <input type="checkbox"/> B 総合相談・生活支援システム構築のほか、国が示す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」や「地域共生社会」の実現に向けて、各種制度の縦割りの弊害をなくす横断的、総合的、効果的制度の仕組みを可能とすべく、自治体と情報共有・協議する。					
② 1 2	計画的かつ継続的に地域福祉の推進を図れるよう必要な財源を確保する。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
取組みのポイント	<input type="checkbox"/> A 地域福祉の計画推進にあたっては、行政に対し、目標に向けた具体的な成果や方法等を示しながら係る必要な公費補助を確保する。						

4－（２）行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価

ステップ①－１の「社協の実施している事業に関して積極的に広報する」は、どの社協も何らかの方法で実施しているところではないか。課題は、そうした広報等を客観的な評価に基づいて行うために、「地域福祉推進における諸活動が評価できるようなデータ、記録、事例の蓄積を行う」ことが重要であるが、これは容易ではない。各社協において、活動を評価できるようなデータや情報をどう収集し、蓄積しているのか、今後、どのような改善が必要か検討すべきである。

ステップ①－２は、個人情報の取り扱いに関する地域のルールづくりを行っているかどうか問われている。一般に行政や関連の専門機関、民生委員・児童委員までは、一定の情報共有が図られているが、福祉委員等の住民活動者や一般の住民との情報共有には大きな壁があると見られている。しかし、「専門職と住民が協働する支援のネットワーク」（２－２－（１））や「深刻な生活課題の解決に向けて地域住民も含めた地域のネットワーク」（２－２－（４））を構築していくのであれば、どのようなルールのもとでそれが可能となるのか検討し、地域全体で共有する必要がある。

ステップ①－３と、ステップ②－１・２は、地域福祉計画に関する項目である。「地域共生社会の実現」に向かう施策動向の中で、2017年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画に関する規定も大幅に改定された。同計画の策定は努力義務となり、計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が加えられた。

つまり、今後、地域福祉計画は、包括的な支援体制を構築していくための政策ツールとなっていくのであるが、「強化方針」は、市町村社協がそれぞれの地域における包括的な支援体制の中で中核的な役割を果たすことを目指すものであるから、社協は「行政と一体となって地域福祉計画を策定」（ステップ①－３）し、地域の包括的支援体制において社協がどのような役割を果たすのか、そこに明記する必要がある。そのためにも、社協が策定する地域福祉活動計画と地域福祉計画を一体的に策定することが理想的な形として、強化方針に示されている。（注7）

チェックリスト（取り組みのポイント）にある「総合相談・生活支援システム」と社会福祉法でいう「包括的な支援体制」がまったく同義かどうかはわからないが、ほぼ同じと考えてよい。いずれにしても、「総合相談・生活支援システム」も「包括的な支援体制」も社協だけで構築するものではない。しかし、社協はその中核的、主導的役割を果たしていきたいところである。とすれば、このようなシステムや体制を最終的に整備する責務をおっている行政と、これまで以上に連携し目指すべき体制の姿と一緒に描いていくことが必要である。

また、地域福祉計画は、理念的なものにとどまり、絵に描いた餅になることが少なくなかった。しかし、2017年の社会福祉法の改正において、「市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。」との規定が追加された。

各社協の記入欄（具体的な目標や設問の捉え方等）

--

今後は、地域福祉計画のPDCAサイクルを確実に回して、計画の実効性を高めることが求められている。ステップ②では、社協もこのプロセスに深く関与し、財源確保も含め、行政とのパートナーシップのもとで地域福祉を計画的・継続的に進めていく具体的な行動をとっているかどうか問われている。

4- (2)	ステップ①	ステップ②
1	1 社協の実施している事業に関して行政にも協力を得ながら積極的に広報する。 2 地域福祉の推進に向けて住民の個人情報の取扱いについて、関係者を交えて検討し、共有する。 3 行政と一体となって地域福祉計画を策定する(必要な見直しを行う)。	1 総合相談・生活支援システムの構築に向け、行政と一体となって計画的かつ継続的に地域福祉の推進をすすめる。 2 計画的かつ継続的に地域福祉の推進を図れるよう必要な財源を確保する。

(注7)

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定がどのような場合でもよいとは限らない。藤井(2020)は、「(一体化計画は、) 行政、社協の両者が地域福祉推進に前向きな場合に成立する。しかし、地域福祉に理解がない行政のもとでは、社協の民間活動としての先導性は、一体化計画によって制約されるであろう。」と述べている。逆に、社協の方が「住民協議体としてのガバナンスのもとに成熟していない場合、一体化計画は結果として民間福祉・社協の行政による包絡化という結果をもたらすことを危惧する」とも述べている。

藤井博志(2020)「共生社会における官民協働のあり方ー地域福祉の政策化をめぐるー」、上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割』(ミネルヴァ書房), p145

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 行政の広報媒体等を含めて、あらゆる機関と連携して社協の地域福祉活動を広報しているか。
- 地域において、関係機関を含めた個人情報に関わるケース検討会議等を開催できる体制を整えているか。
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画に、「小地域福祉活動の推進」を重点事項として位置付けているか。地域福祉活動計画よりさらに細分化した小地域福祉活動計画策定について、小地域単位での福祉推進組織の役員や地域のリーダーと協議・学習する場が必要である。
- 両計画に、小地域福祉活動の支援策(例:住民の活動拠点の整備や活動財源の確保等)が位置付けられるよう働きかけることが重要である。

ステップ②

- 「地域共生社会の実現」や「総合相談・生活支援システム」を地域福祉計画に盛り込んでいるか。
- 地域福祉計画を反映した地域福祉活動計画を策定し、その根拠に基づいた事業を計画することにより、社協事業に対する行政の理解(補助金・助成金)を得ているか。
- 地域福祉活動計画や小地域福祉活動計画に共同募金や寄付を含めた活動財源の集め方・活用を掲載することが必要である。

4 行政とのパートナーシップ

no. step		実施状況	◎ 実施している (できている) (3点)	○ 概ね 実施している (できている) (2点)	△ 実施して いるが課題 などがある (1点)	未実施 実施していない (できていない) 、実施予定 (0点)	各社協の回答
(3) 権利擁護等に関する行政との取り組み強化							
1	① 1 1	これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	□ A 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。					
	① 1 2	行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	□ A 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。					
	① 1 3	行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	□ A 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。					
	② 1 1	行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。	◎	○	△	未実施	点
		実施概要					
	取り組みのポイント	□ A 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。 □ B 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。					
② 1 2	市民後見人の活動を支援する。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	□ A 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組む市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。						
② 1 3	成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる。	◎	○	△	未実施	点	
	実施概要						現在の取組状況・課題
取り組みのポイント	□ A 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託をする。						

解説

4－（3）権利擁護等に関する行政との取り組み強化

行政とのパートナーシップが求められる新たな領域として「強化方針」で強調されているのが、「権利擁護」である。権利擁護に関して、これまで社協は「日常生活自立支援事業」や「法人後見」の受任などを行ってきたが、2016年の成年後見制度利用促進法の成立などを受け、成年後見制度の利用促進を含めた総合的な権利擁護体制の構築を、行政と連携しながら進めていくこと、そして、そのような体制において社協が中核的な役割を担うことを「強化方針」は求めている。

したがって、そうした総合的な権利擁護体制のあり方や仕組みづくりに向けた協議を行政と行っているか（ステップ①－1・3）、そして、総合相談・生活支援と連動しながら自ら積極的に権利擁護活動に取り組むとともに総合的な権利擁護体制を構築し（ステップ②－1）、「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す（ステップ②－3）など、中心的な役割を担う準備を整えているかどうかが問われている。

また、権利擁護に関する取組の中でも、特に市民後見人の養成・支援（ステップ①－2、ステップ②－2）は社協の役割として期待されるところである。

4－（3）	ステップ①	ステップ②
1	<ol style="list-style-type: none">1 これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。2 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。3 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。	<ol style="list-style-type: none">1 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。2 市民後見人の活動を支援する。3 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる。

専門委員会 委員の意見から

ステップ①

- 行政や専門機関と連携し、必要な制度を必要な人に提供できる仕組みや関係が構築できているか。
- 日常生活自立支援事業から成年後見事業への切れ目のない支援を目指すためには法人後見を実施する相談体制の構築が必要である。

ステップ②

- 市民後見人の養成・育成等を行っているか。併せて市民後見人等の活動をサポートする機能を強化する必要がある。
- 中核機関の取組や課題等に対する協議会（専門職団体、関係機関等）の設置や家庭裁判所との情報交換・調整を行っているか。

参考資料

厚生労働省

- 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）最終とりまとめ

～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176885.html>

- 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html

- 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議（社会福祉法の改正趣旨・改正概要等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

全国社会福祉協議会

- 「社協・生活支援活動強化方針」～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン～

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/20170703_actionplan.html

- 全社協 福祉ビジョン2020

<https://www.shakyo.or.jp/download/vision2020.html>

全国社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク

- 市区町村社協経営指針（第2次）

<https://www.zcwvc.net/>

令和2年度市町村社協の現状と課題

令和2年度市町村社協個別台帳調査 概要	78
---------------------	----

1 組織関係

(1) 社協の会員制度実施状況	78
(2) 役員等について	79
(3) 会長、常務理事の出身区分	80
(4) 会長、評議員、理事の会議出席に伴う報酬額状況	80
(5) 法人機能の強化・適正な運営	81
(6) 人事管理・人材確保・育成	82
(7) 部会・委員会等	84
(8) 広報	84

2 事業関係

《地域福祉活動推進》

(1) 地域福祉活動計画等	85
(2) 小地域における住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援	86
(3) 住民対象の調査及び研修・講座の実施	88
(4) ボランティア・市民活動センターの実施状況	88
(5) 災害対策・体制整備、災害ボランティアセンターの運営・推進	89
(6) 社会福祉法人と連携した公益的取組	90
(7) 福祉教育	91
(8) 民生委員児童委員協議会との連携	91

《相談支援・権利擁護》

(1) 相談事業の実施	92
(2) 生活困窮者自立支援に向けた取組	93
(3) 日常生活自立支援事業等の取組状況	93
(4) 成年後見等の取組状況	94

《介護・生活支援サービス》

(1) 介護保険法に基づく事業	95
(2) 廃止した事業の状況	96
(3) 生活支援体制整備事業の実施	97

3 財政関係

(1) 収入の割合	99
(2) 支出の割合	99
(3) 市町村補助金・受託金の増減	99
(4) 収入の増減	100
(5) 財政基盤の強化	101
(6) 介護保険事業の実施・未実施別の収支差額	101

令和2年度市町村社協個別台帳調査 概要

調査目的

県内市町村社協の活動状況を把握・共有し、市町村社協と本会が課題解決に向け協働して事業・活動を推進していくことを目的とする。集計結果は「令和2年度福岡県市町村社協便覧」としてまとめ、市町村社協に提供する。

調査期間 令和2年6月5日から6月29日まで

調査方法 調査票（本会作成）への記入

回答率 100%（60市町村社協／内訳：29市31町村）

その他 政令市（北九州市・福岡市）を除く58社協（27市31町村）で集計
各項目の横に「便覧」の該当ページ数を記載

1 組織関係

(1) 社協の会員制度実施状況

会員制度を実施している社協は40社協（69.0%）である。【表1】

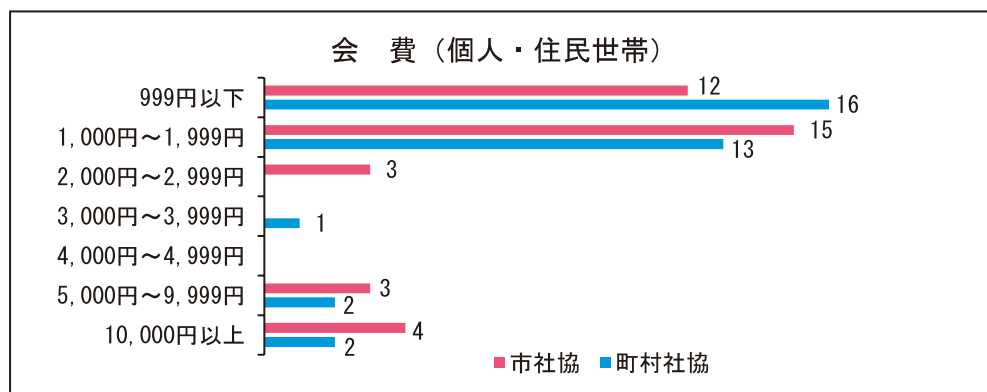
個人（住民世帯）会員の会費額は、「1,000円～1,999円」と「999円以下」が最も多く、全体の78.9%を占めている。最も低い会費額は100円で、最も高い会費額は30,000円であった。

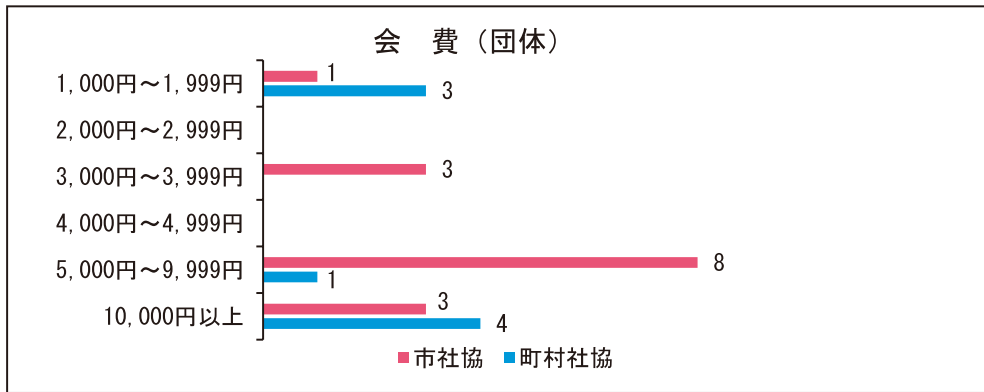
団体会員の会費額は、「5,000円～9,999円」が最も多く、次いで「10,000円以上」となり、全体の69.6%を占めている。最も低い会費額は500円で、最も高い会費額は15,000円であった。【表2】

【表1】 会員制度実施状況（P66）

	会員制度の実施
市社協	19
町村社協	21

【表2】 会費額 ※複数の会費制度を実施している社協があり【表1】の数と異なる。





【課題】

社協では、それぞれの地域の実情に応じた会員制度を整備する必要がある。特に、住民会員制度は、会員となることを通じて、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示してもらうものである。地域住民への積極的な情報提供や社協事業への参加促進等を通して社協への理解・協力を広げ、住民会員を増やしていくことが必要である。

(2) 役員等について

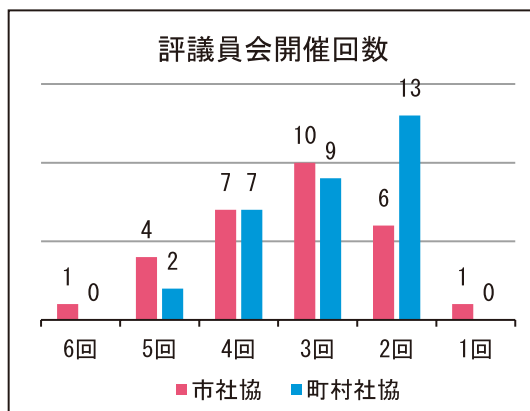
評議員の平均人数は18.6人、理事は10.1人となっている。【表3】

評議員会の平均開催回数は市社協で3.3回、町村社協で5.4回、理事会の平均開催回数は市社協で5.4回、町村社協で4.8回である。【表4・5】

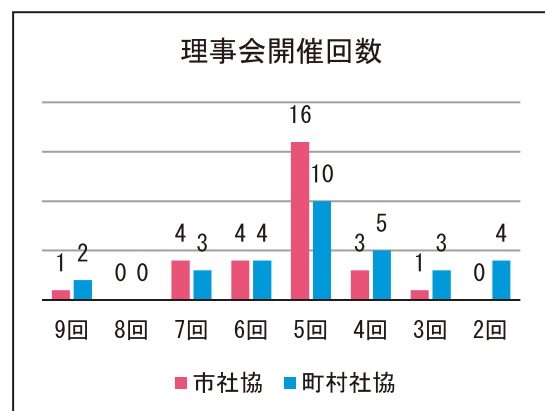
【表3】 評議員・理事の平均人数

	評議員	理事
市社協	21.4人	11.3人
町村社協	16.2人	9.0人
県内全体	18.6人	10.1人

【表4】 評議員会 開催回数 (P72)



【表5】 理事会 開催回数 (P72)



(3) 会長、常務理事の出身区分

会長、常務理事の出身区分をみると、市・町村ともに、会長は学識経験者と行政が多く、常務理事では行政出身が多くなっている。【表6・7】

【表6】会長の出身区分（上位3団体） ※その他を除く

	1位	2位	3位
市社協	学識経験者 8 (29.6%)	行政 8 (29.6%)	議会 5 (18.5%)
町村社協	学識経験者 11 (35.5%)	行政 6 (19.4%)	首長・住民代表 3 (9.7%)

※その他：住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市長推薦 他

【表7】常務理事の出身区分（上位3区分）

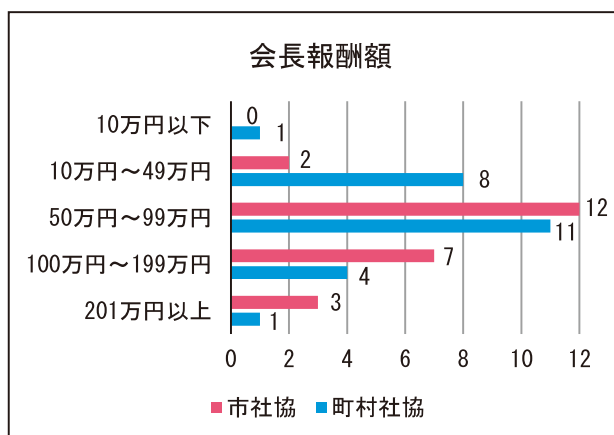
	1位	2位	3位
市社協	行政 11 (78.6%)	社協 2 (14.3%)	学識経験者 1 (7.1%)
町村社協	行政 5 (71.4%)	地域代表 1 (14.3%)	区長連合会 1 (14.3%)

(4) 会長、評議員、理事の会議出席に伴う報酬額状況（「便覧」掲載なし）

会長の報酬は、月額としている社協が最も多く、回答社協（54社協）のうち、46社協（85.2%）であった。【表8】

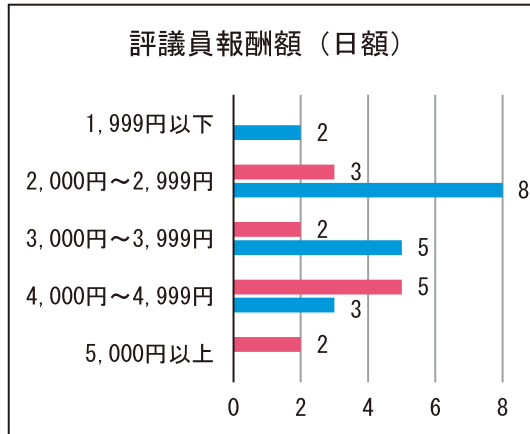
報酬額は、勤務実態や社協の規模により大きな差があった。評議員、理事の報酬は日額の定額としている社協が多かった。【表9・10】

【表8】会長の報酬額（金額は年額に換算）



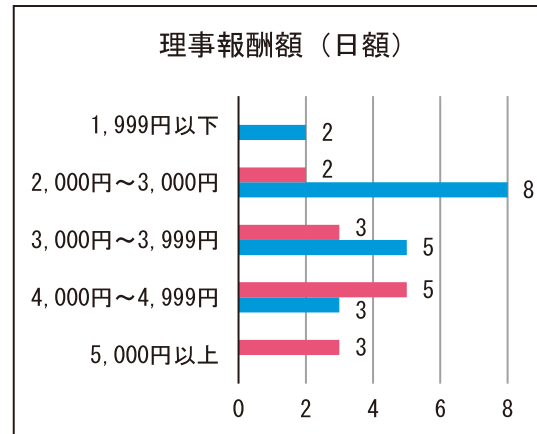
	年額	月額	日額
市社協	—	24	1
町村社協	2	22	5

【表9】 評議員の報酬額（日額のみ）



※年額支給：町村社協 1社協
月額支給：市社協 1社協

【表10】 理事の報酬額（日額のみ）



※年額支給：市社協 2社協
町村社協 2社協
月額支給：市社協 1社協

(5) 法人機能の強化・適正な運営（ガバナンス、コンプライアンス等）

評議員の研修を行っている社協は8社協（13.8%）、理事の研修を行っている社協は17社協（29.3%）である。【表11】

第三者委員を設置している社協は56社協（96.6%）で、そのうち公表している社協は46社協（82.1%）である。【表12】

専門職との顧問契約は、税理士との契約が20社協（34.5%）で最も多く、次いで社会保険労務士、弁護士と続いている。【表13】

社協発展・強化計画の策定は6社協（10.3%）で、前年度より2社協増えており、令和2年度策定予定も2社協ある。

また、事業継続計画（BCP）を策定しているのは1社協のみであるが、策定を予定している社協も3社協ある。【表14】

【表11】 評議員、理事を対象とした研修の実施状況（P72）

	評議員	理事
市社協	3 (11.1%)	10 (37.0%)
町村社協	5 (16.1%)	7 (22.6%)

【表12】 第三者委員の設置有無、公表の有無（P76）

	評議員	理事
市社協	27 (100%)	20 (74.1%)
町村社協	29 (93.5%)	26 (89.7%)

【表13】 専門職との顧問契約（P78）

	弁護士	公認会計士	税理士	社会保険労務士
市社協	8 (29.6%)	—	14 (51.9%)	9 (33.3%)
町村社協	2 (6.5%)	5 (16.1%)	6 (19.4%)	5 (16.1%)

【表14】 社協発展・強化計画、事業継続計画（BCP）の策定（P84・130）

	社協発展・強化計画	事業継続計画（BCP）
市社協	4 (14.8%)	—
町村社協	2 (6.5%)	1 (3.2%)

【課 題】

地域共生社会の実現を目指し、「地域づくり」が主要な政策課題とされている昨今、地域福祉を推進する中核的な団体として、社協がその役割を十分発揮できるよう、ガバナンスを高め、組織や財政の基盤をより強化し自律した経営を行うことが求められる。そのためにも法人の意思決定を行う評議員会や業務執行について責任を担う理事会の強化をはじめ、地域に開かれた組織体制の確立が必要である。

また、近年、自然災害が頻発しており、被災された社協においては、通常業務の遂行に支障をきたすこともある。リスク管理体制として、大規模自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症などの非常災害等の発生に備え、組織対応や情報連絡体制等に関する規定や事業継続計画（BCP）を定めるとともに、継続的な教育（研修）と定期的な訓練の実施が求められている。

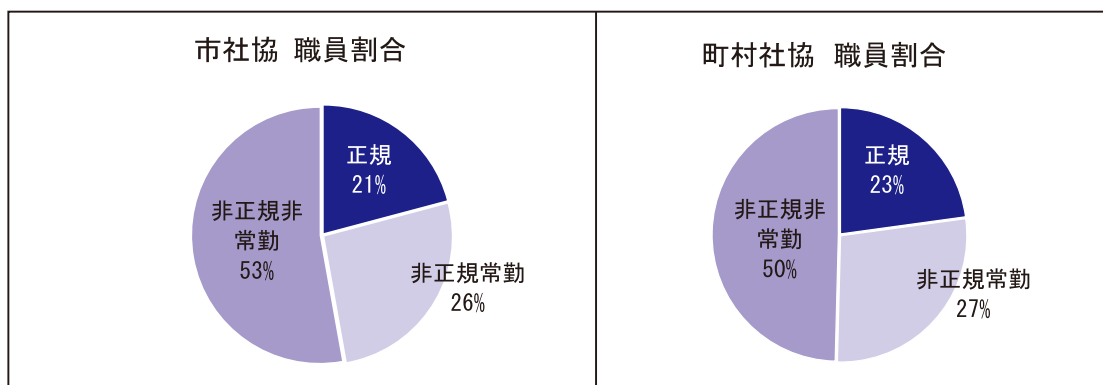
（6）人事管理・人材確保・育成

社協の職員体制は、県内全体で21%が正規職員、27%が常勤の非正規職員、52%が非常勤の非正規職員となっており、約8割が非正規職員である。【表15】

事務局長の出身区分をみると、市・町村ともに、行政出身者と社協出身者がほぼ同数である。【表16】

また、32社協（55.2%）が職員研修を実施している。

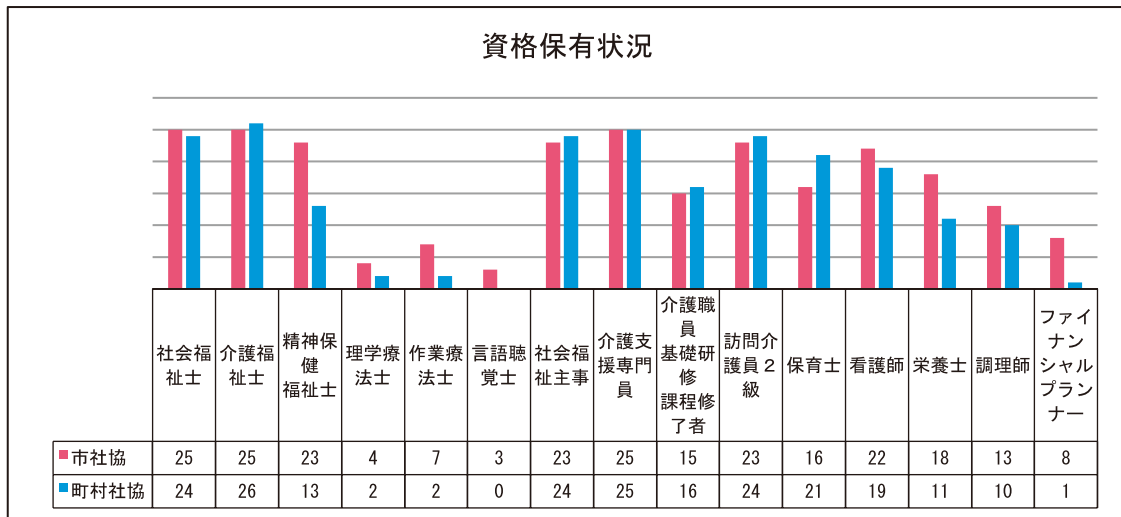
【表15】 正規職員、非正規（常勤）、非正規（非常勤）の割合



【表16】 事務局長の出身区分

	1位	2位	3位
市社協	行政 15 (55.6%)	社協 12 (44.4%)	—
町村社協	社協 15 (48.4%)	行政 14 (45.2%)	民間企業 2 (6.5%)

【表17】 資格保有の割合（「便覧」掲載なし）



【表18】 正規職員の職種別給与表（「便覧」掲載なし）

	行政準用 （運用同じ）	行政準用 （運用異なる）	社協独自	その他
市社協	5 (18.5%)	19 (70.4%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)
町村社協	9 (29.0%)	18 (58.1%)	2 (6.5%)	2 (6.5%)

【表19】 人事考課制度（P76）・内部登用制度（「便覧」掲載なし）

	人事考課	内部登用	内部登用 （過去3年以内実施）
市社協	7 (25.9%)	8 (29.6%)	6 (22.2%)
町村社協	7 (22.6%)	9 (29.0%)	5 (16.1%)

【表20】 行政との人事交流（P78）

	実施	相互交流	派遣のみ	受入のみ
市社協	7 (25.9%)	5 (18.5%)	—	2 (7.4%)
町村社協	6 (19.4%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)	4 (12.9%)

【課 題】

令和元年度から労働時間法制の見直しや雇用形態に関わらない公正な接遇の確保を内容とする働き方改革が実施されており、様々な雇用形態で事業を実施している社協として適切な対応が必要である。

事務局長は適切な業務管理を行うとともに、リーダーシップを発揮し、社協職員としての基本的な態度（社協職員行動原則）について意識づけを図ることが重要である。また、近年は、行政職員の公益法人等への派遣が見直される中で、社協プロパー職員が事務局長の職を担うことが増えており、マネジメント能力の向上を図ることが求められている。地域福祉の領域や役割が大きくなり、社協が果たすべき役割も大きくなる中で、それぞれの職員がそれぞれの立場で社協の使命、目的、機能を理解し、業務を行うことが重要である。そのためにも適正な人事・労務管理や人材育成の体系化を図ることが必要である。

人事交流については、社協職員が多様な経験を積む機会となり、行政が社協事業を理解することにもつながることから、積極的に検討し実施することも有効であると考えられる。

(7) 部会・委員会等

部会及び委員会の設置状況は前年度と変わりなく36社協（62.1%）である。

内訳としては、総務委員会、広報委員会、企画委員会等が多い。【表21】

【表21】部会及び委員会の設置状況（P74）

	設置
市社協	19 (70.4%)
町村社協	17 (54.8%)

【課 題】

社協における部会や連絡会、課題別委員会等は、地域のより幅広い立場の組織・団体や地域住民、専門職が地域福祉の推進や社協事業に参画する場として、地域の実情や社協の事業内容に応じて設置されている。社協がより一層地域に開かれたものとなるためには、様々な関係者の意見や発想も取り入れ、様々な組織・団体が参画する部会、委員会を設置し、地域福祉の推進・充実に向けて福祉サービスや活動プログラムの企画・開発に取り組むことが求められている。

(8) 広報

社協の広報誌については、単独で発行している社協は52社協で、行政広報誌への掲載やその他の情報誌の発行を含めると、全ての社協が何らかの広報に取り組んでいる。また、36社協が広報誌を全戸配布する他、ホームページにも広報誌を掲載している。

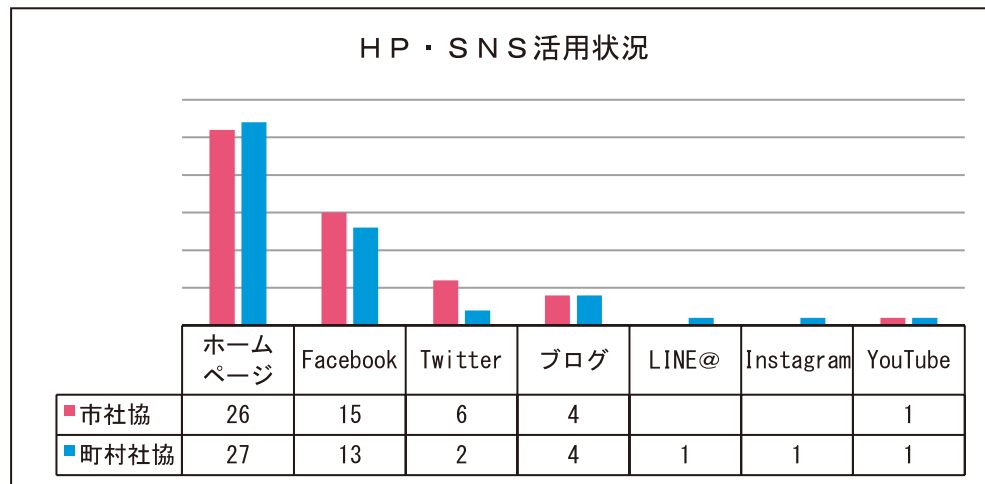
S N S の活用状況は前年度とほぼ変わりはなく、フェイスブックの活用が28社協で最も多い。【表22・23】

【表22】 社協広報誌（P86）

	発行回数		全戸配布	HP掲載
	回数	社協数		
市社協	5回以下	13	12	9
	6～11回	10	9	9
	12回	4	4	1
町村社協	5回以下	19	18	11
	6～11回	7	7	5
	12回	4	4	1

※行政広報誌に記載している社協も含む

【表23】 広報・情報開示（P80）



【課 題】

社協の保有する情報は、法令に基づく情報公開を確実にし、現況報告書への地域における公益的な取組の記載等を含め、社会福祉法人として説明責任を果たすことが求められている。公正で透明性のある運営を推進し、積極的な広報活動、ホームページやSNS等を活用した情報発信に努めることにより、社協に対する住民及び行政の理解と信頼の確保を図ることができる。

広報誌やホームページは住民や行政等にとっても身近な情報源である。内容の充実を図るとともに、対象者に合わせた広報ツールをしっかりと活用して情報発信することが必要である。

2 事業関係

＜地域福祉活動推進＞

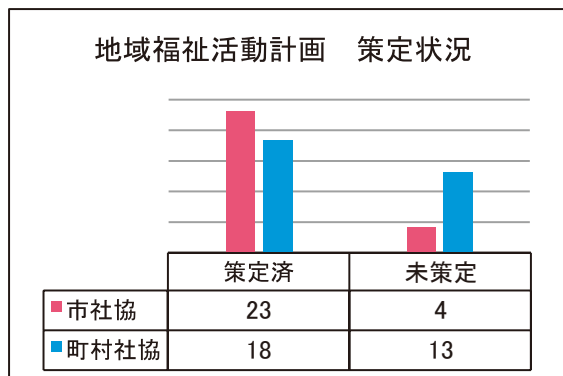
(1) 地域福祉活動計画等

地域福祉活動計画を策定している社協は41社協（70.7%）で、そのうち地域福祉

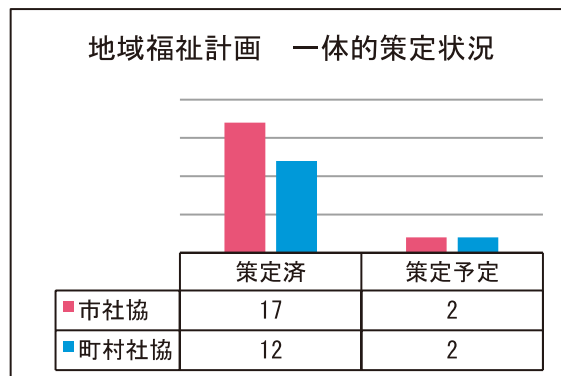
計画との一体的策定（策定予定含む）を33社協（80.5%）が行っている。小地域福祉活動計画を策定している社協は6社協（10.3%）である。【表24～26】

また、地域福祉計画の策定には49社協（84.5%）が参画している。【表27】

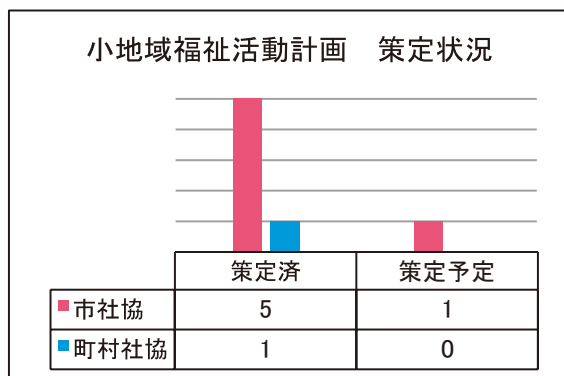
【表24】地域福祉活動計画（P82）



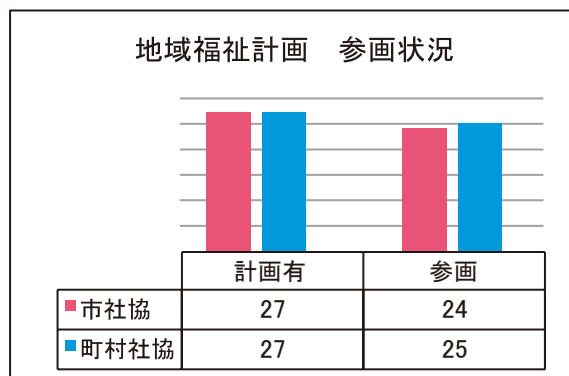
【表25】地域福祉計画 一体的策定（P82）



【表26】小地域福祉活動計画（P84）



【表27】地域福祉計画への参画（P84）



【課題】

地域福祉活動計画は、市町村社協の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種ボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門職等が集い、相互協力して策定する民間の行動計画であり、社協の計画にならないようにすることが大切である。

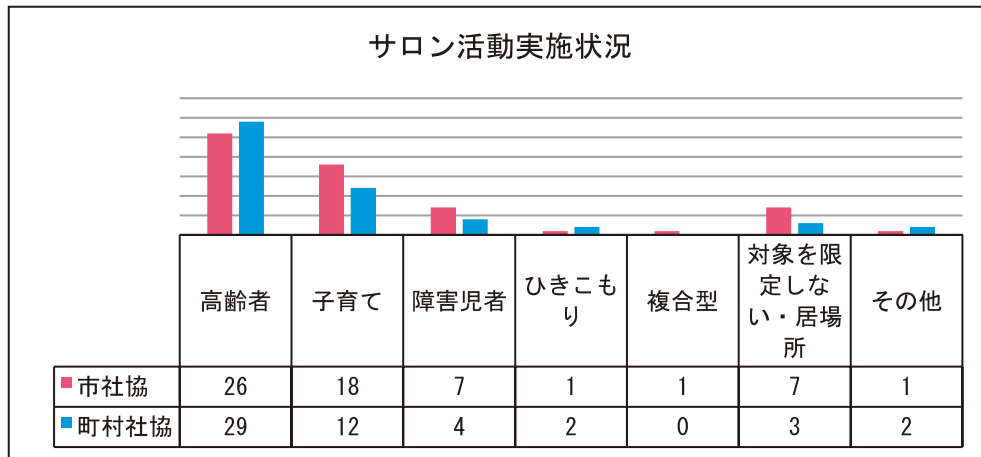
地域福祉活動計画を策定する際、社協の役割や社協が実施していく事業を検討すると思われるが、「やらなければならないこと」「できること」「しなくてよいこと」「チャレンジする（したい）こと」等に整理するとともに、組織体制や財源についても考えていくことで、社協発展・強化計画の策定にも繋がっていく。

（2）小地域における住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援

住民主体のサロン活動は、高齢者サロンが最も多く55社協（94.8%）、子育てサロンは30社協（51.7%）である。令和2年度新たに、ひきこもり・複合型・対象を限定しないサロンの調査を行ったところ、対象を限定しないサロン・居場所等に取り組んでいる社協が10社協（17.2%）あった。【表28】

福祉委員・福祉協力員等を配置している社協は30社協（51.7%）で8,375人となっている。【表29】

【表28】 サロン活動（P108）

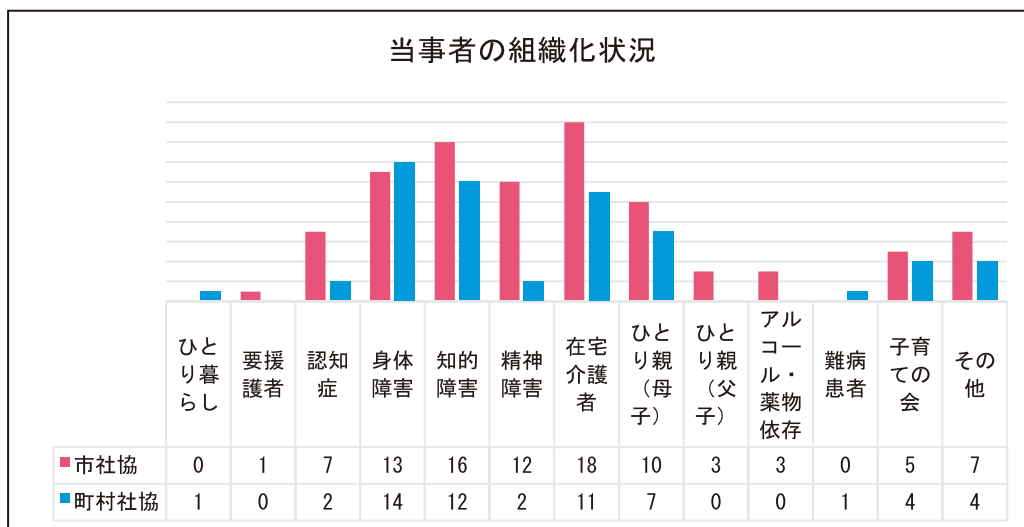


※その他：地域カフェ、認知症カフェ 他

【表29】 福祉委員、福祉協力員配置状況（P104）

	配置	人数
市社協	18	6,335
町村社協	12	2,040

【表30】 当事者の組織化状況（P128）



※その他：不登校・ひきこもりの当事者・家族の会、障害児・者関係団体、在宅介護者団体、きょうだい会

【課 題】

地域共生社会の実現に向け、小地域福祉活動等、住民により身近な圏域を基盤にした福祉活動や住民参加の取組はますます重要となっている。自治会等の住民組織、地縁団体等の連携や協働は不可欠であるが、これに限らず「このまちをよくしたい」という思いのある地域住民等の育成や参加支援、組織化等の取組も重要である。

地域住民に身近な圏域における様々な場・居場所は、地域住民同士が出会い参加できる場であるとともに、日ごろの活動を通じて地域の課題を受け止める場としての機

能も有している。社協の強みを生かし、活動者を含む地域住民や様々な関係機関等と連携し、場や居場所の確保支援や地域づくりのコーディネートを行うことは、包括的支援体制の構築に資するものである。

また、住民組織は、地域福祉推進基礎組織、自治会・町内会、当事者組織等が考えられ、社協が住民参加によって事業をすすめるうえで重要な基盤となり、社協に不可欠な構成員となる。なお、地域の福祉サービスの利用者でもある当事者あるいは家族、その代弁者の組織加入も重要である。

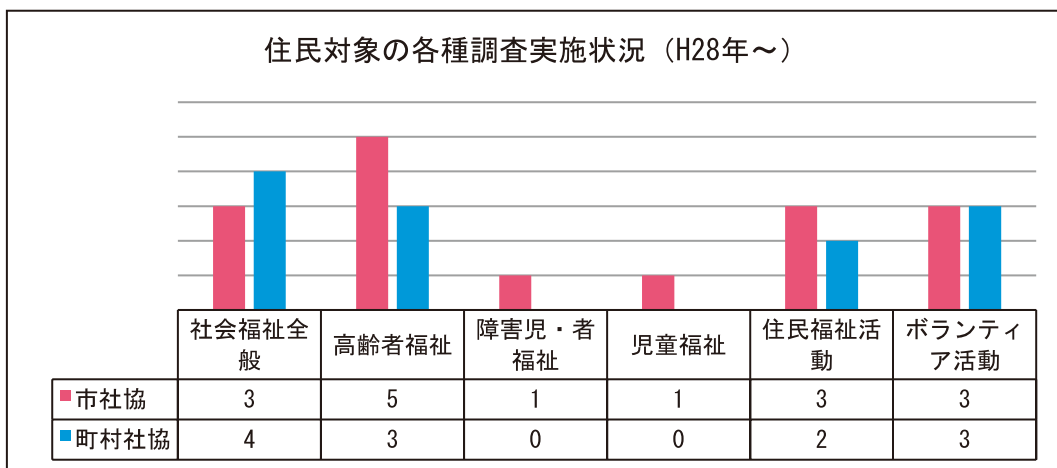
当事者組織の運営に関しては、社協が中心となるのではなく、後方支援としてかわることが望ましい。

(3) 住民対象の調査及び研修・講座の実施

住民対象の調査は、平成28年度以降17社協（29.3%）が実施している。高齢者福祉に関する調査は8社協、社会福祉全般に関する調査は7社協が行っている。【表31】

また、52社協（89.7%）が住民向けの研修や講座を実施している。

【表31】 住民対象各種調査実施状況（平成28年度以降）（P158）



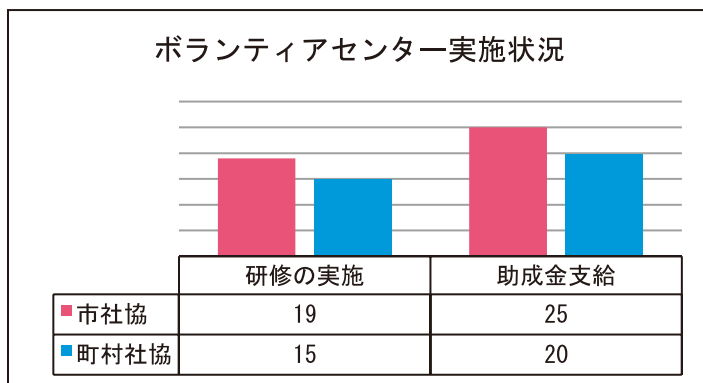
【課題】

「ひきこもり」や「8050問題」等、声に出して相談できない潜在的ニーズが調査によって得られる可能性がある。定期的・客観的なデータの収集・分析により地域生活課題、ニーズ、社会資源を把握したり、今後の社協事業活動の方向性について協議したりする際の参考となる。調査で得られた情報を踏まえてアウトリーチを行うことは効果的である。

(4) ボランティア・市民活動センターの実施状況

ボランティアセンターを設置している社協は41社協（70.7%）あり、ボランティア向けの研修を実施している社協は34社協（58.6%）である。ボランティア団体に助成している社協は45社協（77.6%）で、財源は共同募金配分金が最も多く32社協（71.1%）であった。【表32】

【表32】 ボランティア向けの研修・助成実施状況（P92）



【課題】

ボランティア・市民活動センター（以下、社協VC）は、「誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命とし、地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域生活課題の解決を目指している。社協VCにおいては組織基盤の強化を図りつつ、あらゆる人の社会参加の支援と協働の推進に取り組む必要がある。

また、社協VCは、「地域に開かれた社協のフロント」として、地域住民や福祉組織・関係者のみならず多様な分野の幅広い組織・関係者との連携・協働をすすめていく必要がある。地域生活課題の複合化・多様化に対応するため、分野を特定することなく、地縁型のボランティアもテーマ型の市民活動も、営利・非営利を問わず様々なボランティア活動が一緒になって、地域生活課題の解決に取り組む多機関協働の場としての役割を求められている。

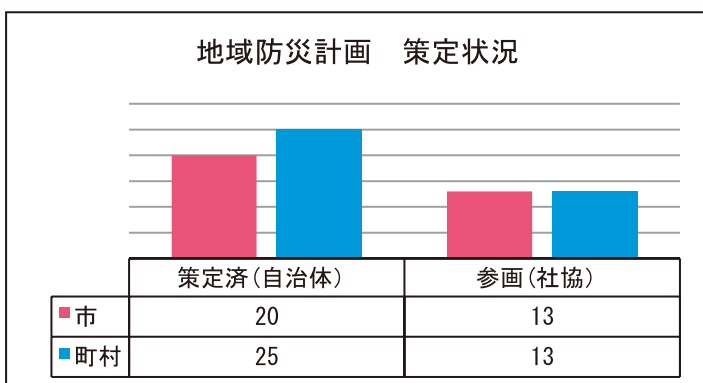
(5) 災害対策・体制整備、災害ボランティアセンターの運営・推進

行政が策定する地域防災計画（45自治体）へ参画している社協は26社協（57.8%）である。【表33】

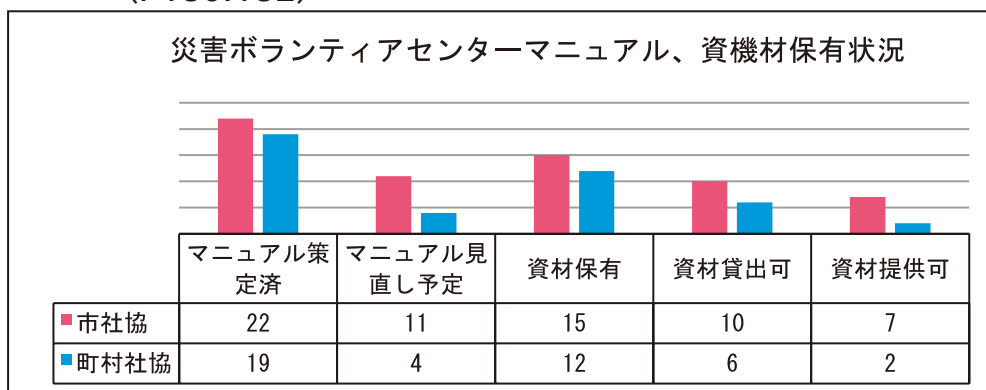
災害ボランティアセンターマニュアルを策定している社協は41社協（70.7%）、そのうち見直しを予定している社協は15社協（36.6%）である。また、資機材を保有している社協は27社協（46.6%）であった。【表34】

災害に関する協定の締結状況は、行政との協定は40社協（69.0%）、社協間の協定は47社協（81.0%）、JCとの協定は42社協（72.4%）となっている。

【表33】 地域防災計画の策定、策定への参画状況（P130）



【表34】 災害ボランティアセンターマニュアル策定、見直し予定、資材保有状況
(P130.132)



【課 題】

近年は災害が頻発しており、県内どこの市町村が被災してもおかしくない状況にある。災害ボランティアセンターは地域住民や地域の組織・団体、関係者、外部支援者とともに運営するため、平時からの訓練や協定の締結等を通じた連携・協働の仕組みづくりが重要である。熱中症や感染症対策等を盛り込みつつ、各社協の実情に沿ったマニュアル策定及び見直しを行う必要がある。また、資機材を保有していない社協は、行政と対応を検討しておく他、近隣社協や他の機関と借用・提供に関する協定を締結する等、事前に十分な準備をしておくことが望ましい。

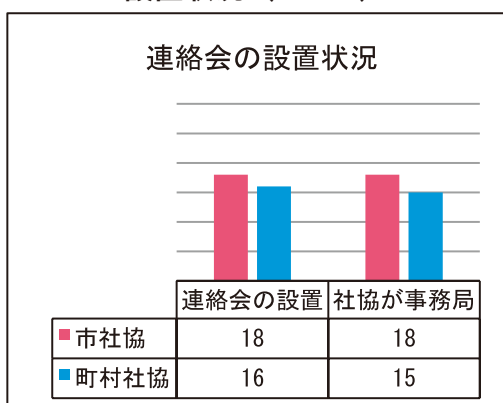
また、災害ボランティアセンターにかかる一部経費（人件費・旅費）の国庫負担が実現したことを踏まえ、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る様々な費用について、平時から行政と調整のうえ、災害時の費用負担を明らかにした協定を締結し、備えておくことが重要である。

(6) 社会福祉法人と連携した公益的取組

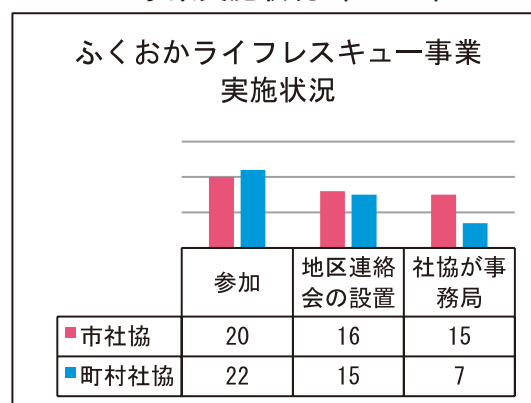
社会福祉法人との連絡会を設置している社協は34社協（58.6%）で、前年度より7社協増加している。そのうち33社協が事務局を担っている。【表35】

ふくおかライフレスキュー事業に参加しているのは42社協（72.4%）で、そのうち地区連絡会を設置しているのは31社協（73.8%）で、22社協（71.0%）が事務局を担っている。【表36】

【表35】 社会福祉法人連絡会
設置状況 (P144)



【表36】 ふくおかライフレスキュー
事業実施状況 (P146)



【課 題】

平成28年の改正社会福祉法の施行により、社会福祉法人には地域における公益的な取組を実施する責務が課された。社会福祉法人の有する資源を活用し、地域住民とともに子ども食堂や学習支援を実施したり、空いた居室を利用してシェルターを提供したり、車両を使った買い物支援を行う等、様々な取組がすすめられている。社協が事務局を担い複数法人が連携した取組が進みつつあり、「連携・協働の場」としての社協の役割を発揮し、法人連携の仕組みづくりをすすめることが必要である。

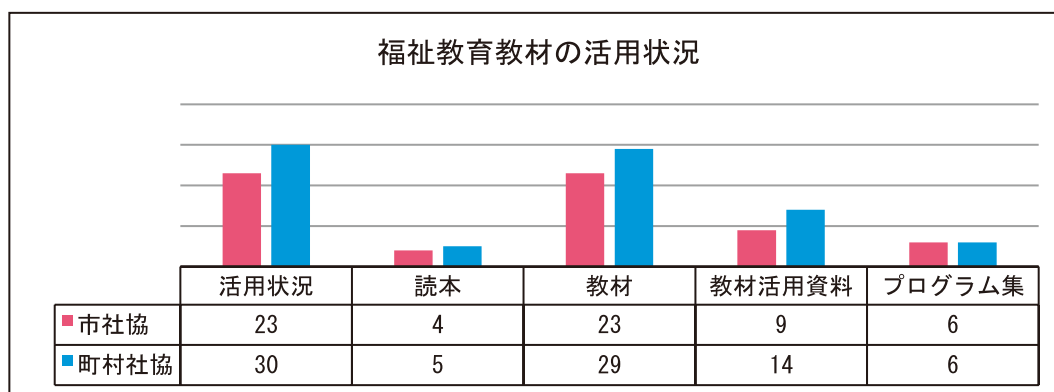
(7) 福祉教育

本会作成の福祉教育教材（読本・教材）を活用している社協は53社協（91.4%）である。【表37】

また、25社協がボランティア団体や民生委員・児童委員、福祉委員等の協力者とともに実施している。

福祉教育に係る財源は共同募金配分金が最も多い。

【表37】教材（読本・教材・教材活用資料・プログラム集）活用状況（P98）



【課 題】

様々な人が社会参加することは、社会のつながりの再構築には不可欠である。

障害がある人もない人も、また、様々な地域生活課題により生きづらさを抱える人も含め、すべての地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加できる場、プログラムづくりを進める必要がある。

福祉教育を实践するうえで大切な視点である「違いを認め、共に支え合うこと」、その理解を深める取組を学ぶ機会を確保するとともに、地域福祉人材の育成に向けた福祉教育の展開、活性化が必要である。サービスマーケティングの手法を取り入れ、多機関が連携し、社協がその中心となって福祉教育を推進するために、学校や地域住民、社会福祉施設、地域の組織・関係者を巻き込んだ福祉教育の実施が求められている。

(8) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会の事務局を担っている社協は10社協（17.2%）、定例会に参加している社協（社協が事務局含む）は48社協（82.8%）である。【表38】

【表38】 社協が事務局、定例会への参加状況（P166）

	社協が事務局	定例会等への参加
市社協	5	21
町村社協	5	27

【課 題】

民生委員・児童委員は、日頃から担当地区の地域住民の相談を受け、情報提供や専門機関に繋ぐといった個別支援に加え、地域福祉活動の推進といった地域支援を行っている。また、要援護者支援や地域の各種課題に諸機関・団体と連携し、コミュニティの再構築・地域づくりにも貢献している。

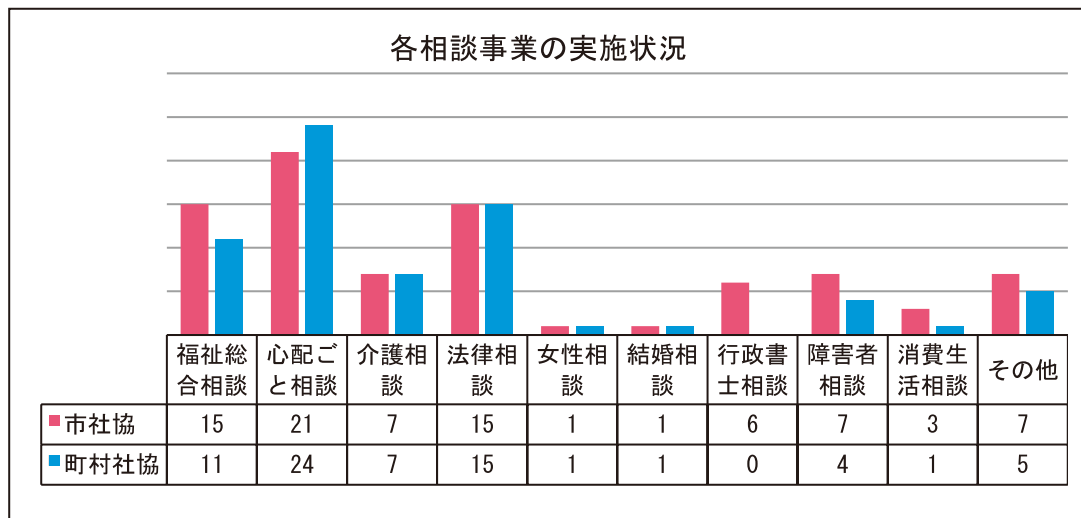
地域共生社会の実現に向け、地域課題の把握、ニーズに基づいた活動を行うには、民生委員・児童委員との連携は不可欠であるため、日頃からの関係作りが重要である。

《相談支援・権利擁護》

(1) 相談事業の実施

相談事業の実施では、心配ごと相談が45社協（77.6%）で最も多く、次いで法律相談、福祉総合相談と続いている。【表39】

【表39】 各相談事業の実施状況（P156）



※その他：終活相談、行政相談、司法書士相談、ひきこもり相談、人権相談、生活困窮相談、公正証書相談、心の相談 他

【課 題】

包括的支援体制の整備が進み、相談窓口の一本化や、断らない相談支援が重要視されている中、社協がその中核を担うためには、職員ひとりひとりの資質向上が不可欠である。各種制度を理解し適切な支援機関へ相談を繋ぐ、社協自身が直接支援を行うことのできる体制の構築を目指し積極的な研修の実施や参加を行うなど、法人全体で

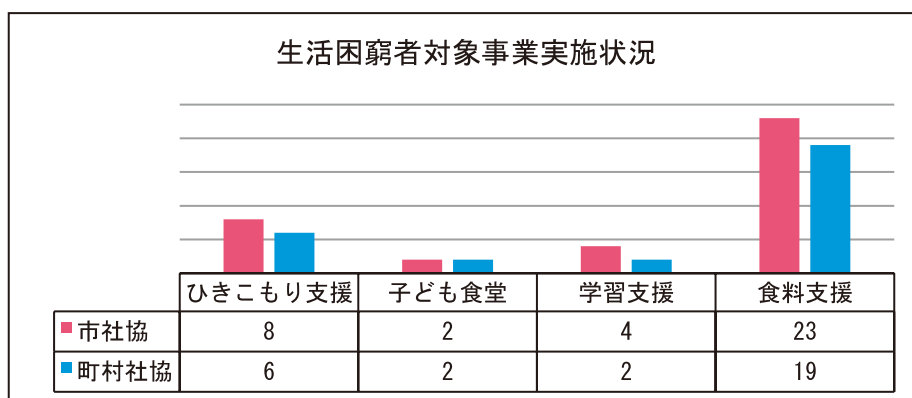
相談を受け止めるための知識や技術を積み重ねていくことが必要である。

(2) 生活困窮者自立支援に向けた取組

町村では生活困窮者自立支援事業を全て社会福祉法人グリーンコープが受託している。市では、8社協（29.6%）が受託している。そのうち、任意事業を受託しているのは4社協であり、その内訳は、就労準備支援事業2社協、一時生活支援事業1社協、家計改善支援事業3社協、学習支援事業2社協である。

また、生活困窮者への支援は、事業受託の有無にかかわらず、制度外の事業として、食料品・日用生活品等の物品支援や資金貸付・給付、ひきこもり支援等に多くの社協が取り組んでいる。【表40】

【表40】生活困窮者対象事業の実施状況（P122～127）



※財源 ひきこもり支援：自主・共募・委託が同数

子ども食堂：共募・委託が同数

学習支援：委託

※食料支援については、地域からの支援が一番多く、社協職員の持ち寄り、食品関連会社からの支援、防災備蓄・フードバンクと続いている。

【課題】

生活困窮者への支援は、あらゆる生活課題に対応していくため、生活困窮者自立支援事業受託の有無を問わずに行われるべきものである。同事業を受託していなくても、事業実施者や地域のあらゆる関係機関との連携や制度外の支援の活用など、社協として積極的に支援に関わり、取組を進めていく必要がある。

(3) 日常生活自立支援事業等の取組状況

福岡県（政令市除く）では、令和2年度から全市町村方式での実施となり、独自実施のみの社協を除く54社協が県社協との委託契約により事業を実施している。正規職員の専門員を専属配置している社協は8社協（13.8%）で13人、非正規職員の専門員を専属配置している社協は20社協（34.5%）23人である。【表41】

地域住民を生活支援員として雇用している社協は34社協（58.6%）で319人である。

独自事業である福祉サービス利用援助事業は、14社協（24.1%）が実施しており、契約者数は348名である。【表42】

【表41】 福岡県日常生活自立支援事業の専門員、生活支援員の配置状況（P150）

	専門員						生活支援員 (地域住民)	
	正規職員			非正規職員			雇用 社協	人数
	専属 配置 社協	実数	兼務	専属 配置 社協	実数	兼務		
市社協	4	8	31	11	15	15	18	244
町村社協	4	5	51	9	8	7	16	75

【表42】 独自に実施する福祉サービス利用援助事業の実施状況（P150）

	実施 社協	利用対象者区分						契約者 数(人)
		認知症	知的	精神	虚弱者	身体	難病	
市社協	10	9	10	9	6	9	8	292
町村社協	4	4	4	3	2	3	1	56

【課 題】

日常生活自立支援事業は、平成11年の制度開始以降、利用者数は増加し続け、さらに、利用者が抱える生活課題の複雑化・多様化に伴い専門員の業務量も増加している。

また、生活支援員の担い手確保、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等との連携、成年後見制度への移行促進、不正防止のための業務管理体制など、様々な課題が指摘されながらも判断能力の低下した地域住民の権利擁護に果たす役割は大きく、社協に対する関係機関・団体からの期待も大きいといえる。

(4) 成年後見等の取組状況

法人後見を実施している社協は17社協（29.3%）、受任件数は146件である。

受任内訳は後見人が101件と最も多い。【表43】

近年、増加傾向にある孤立死など独居高齢者の死亡後の対応等として、死後事務を実施している社協は15社協（25.9%）であり、今後検討している社協が4社協ある。

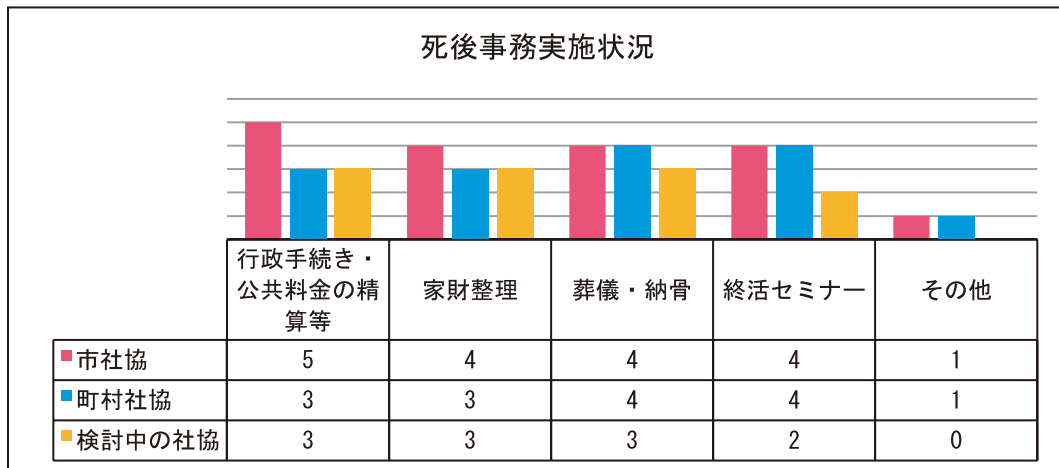
【表44】

【表43】 法人後見実施、受任件数及び内訳状況（P152）

	実施社協	受任件数 (合計)	受任件数内訳 (R2. 6. 1現在)			
			後見人	保佐人	補助	任意
市社協	14	123	88	28	5	2
町村社協	3	23	13	10	—	—

※財源：自主財源 10社協、委託・補助事業 5社協

【表44】 死後事務実施状況（P154）



※その他：保証人事業・空き家管理事業、エンディングノート推進

【課 題】

日常生活自立支援事業や福祉サービス利用援助事業の利用者が増加し、利用者が抱える生活課題が複雑化・多様化する中、認知度の低下等により対象外となる認知症高齢者や障害者等も増加し、その方々の権利擁護を守るための成年後見の取組も重要とされている。

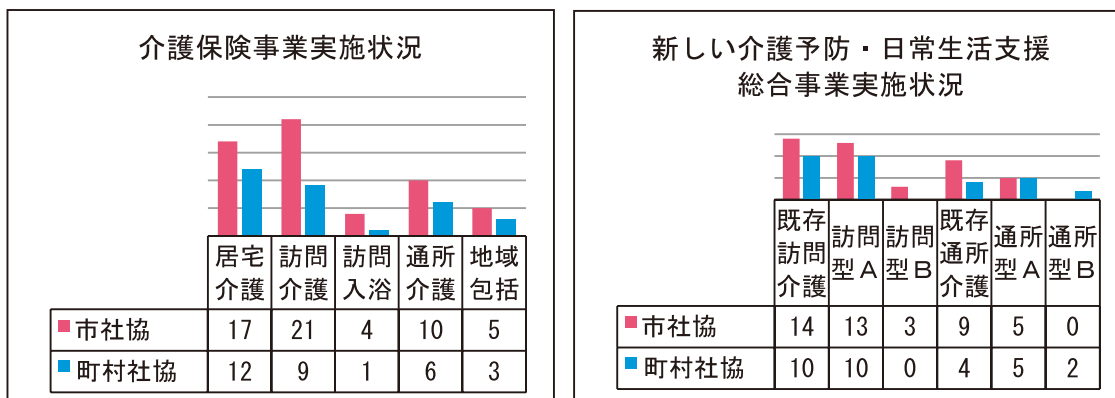
また、事業利用者や身寄りのない高齢者が死亡した際の対応についても課題となっている。今後も増え続けていく要請に応えるためには、体制整備と財源の確保が必要である。

《介護・生活支援サービス》

(1) 介護保険法に基づく事業

介護保険事業を実施している社協は前年度より3社協減り38社協(65.5%)である。実施事業の内訳では、訪問介護事業が最も多く30社協、次いで居宅介護事業、通所介護事業となっている。新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、既存訪問介護事業が24社協、訪問型サービスAが23社協であり、既存通所介護、通所型サービスAの順に多くなっている。【表45】

【表45】 介護保険事業、新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施状況（P136）



(2) 廃止した事業の状況（「便覧」掲載なし）※重複有

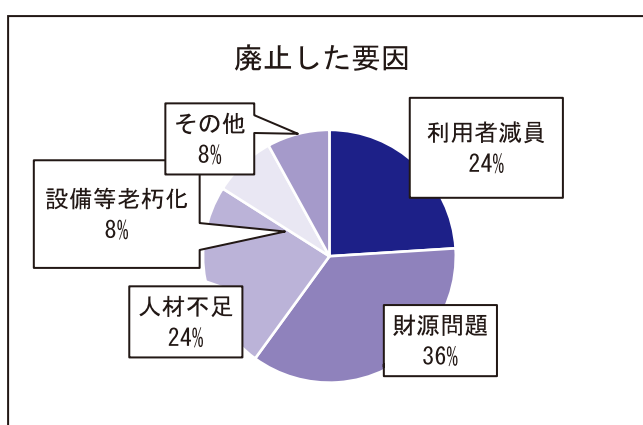
令和元年度末までに介護保険事業（一部含む）を廃止した社協は22社協（30事業）である。廃止した要因としては、財源問題が最も多く、次いで人材不足、利用者減員と続いている。その他では、民間事業者の充実、設置基準に不適合となっている。

【表46・47】

【表46】 廃止事業内訳

	廃止社協	廃止事業内訳				
		居宅介護	訪問介護	訪問入浴	通所介護	訪問型サービスA
市社協	16	5	3	6	4	2
町村社協	6	4	4	—	2	—

【表47】 廃止した要因



【課題】

人材確保・職員育成、介護スタッフの高齢化、利用者の減、報酬（収益）減、人件費支出・固定資産の増、運営資金確保は共通の課題として挙げられる。

各社協が目指す地域の姿と地域福祉の推進において、介護サービスを実施する意義

を改めて組織内で共有し、社協らしい事業展開を行っていく必要がある。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアの推進と社協らしい介護サービス事業を展開するため、介護サービス部門と地域福祉部門等との部門連携や局内連携体制の構築が求められる。

(3) 生活支援体制整備事業の実施

生活支援コーディネーターを配置している社協は42社協（72.4%）である。階層別では、第1層のみ受託している社協は27社協（64.2%）、第2層のみ受託している社協は9社協（21.4%）、両方受託している社協は6社協（14.3%）である。【表48】

協議体設置を受託している社協は24社協（41.4%）である。そのうち、第1層のみ受託している社協は12社協（50%）、第2層のみ受託している社協は8社協（33.3%）、両方受託している社協は4社協（16.7%）である。また、協議体の設置状況は第1層52カ所、第2層25カ所である。【表49・50】

協議体構成メンバーについては、第1層では民生委員・児童委員、福祉行政職員、社会福祉法人、町内会・自治会、第2層では、町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区（校区）社協、の順に多くなっている。【表51】

【表48】生活支援コーディネーター（第1・2層）の受託状況（P138）

	第1層のみ	第2層のみ	第1・2層
市社協	8	5	6
町村社協	19	4	—

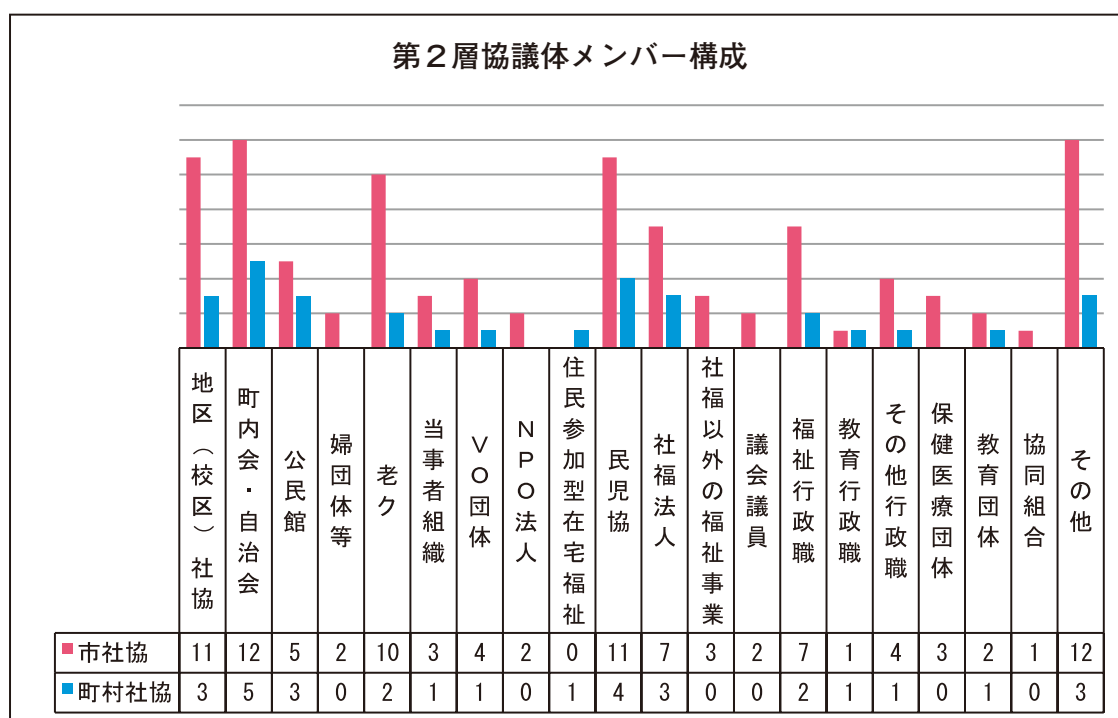
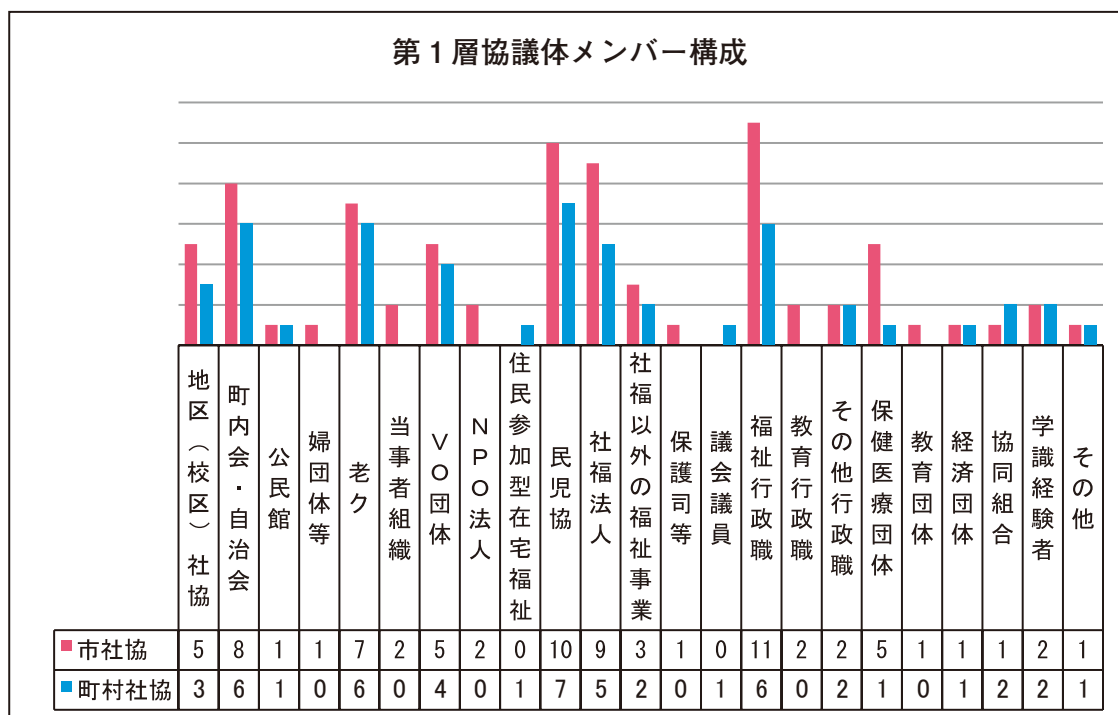
【表49】協議体受託状況（P138）

	第1層のみ	第2層のみ	第1・2層
市社協	3	5	4
町村社協	9	3	—

【表50】協議体の設置状況

	第1層のみ	第2層のみ	第1・2層
市	7	2	17
町村	22	0	6

【表51】 協議体メンバーの構成



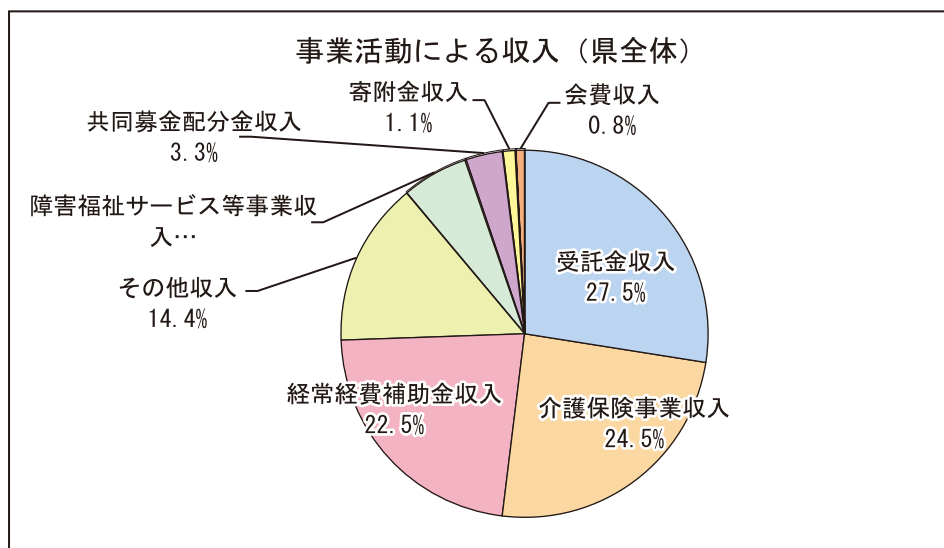
【課 題】

生活体制整備事業は、行政との連携・地域住民との協働が必要であり、地域福祉の推進という役割をもつ社協が生活支援体制整備事業に取り組むことの意義は大きい。生活支援コーディネーターが地域を把握し、地域に入り込んで進めていくことが求められているが、生活支援コーディネーターの配置人数が少ないため、一人で悩みを抱え込むことのないよう、課題解決に向けて社協内での情報共有及び近隣社協の生活支援コーディネーターとの情報交換などの対策が必要である。

3 財政関係

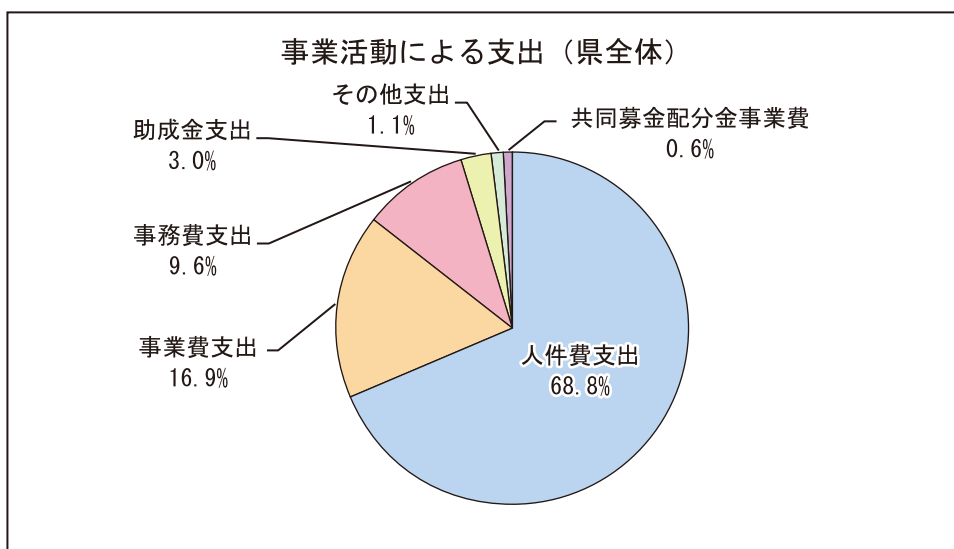
(1) 収入の割合

【表52】 会費、寄付金、補助金、受託金、事業費、介護保険、障害福祉サービス、その他



(2) 支出の割合

【表53】 人件費、事業費、事務費、共同募金配分金、助成金、その他



(3) 市町村補助金・受託金の増減

令和元年度の補助金と比べ増額・据え置きが見込まれている社協は43社協（74.1%）で前年度よりも4社協減っており、減額を見込んでいる社協が15社協（25.9%）で前年度より4社協増えている。【表54】

受託金については、令和元年度に比べ増額・据え置きが見込まれている社協は46社協（79.3%）で前年度よりも4社協減っており、減額を見込んでいる社協が12社協（20.7%）で5社協増えている。【表55】

【表54】 県内全体 補助金

	社協数	割合
増額	23	39.7%
据え置き	20	34.5%
0～5%減	6	10.3%
6～10%減	6	10.3%
11%以上減	3	5.2%
計	58	100%

【表55】 県内全体 受託金

	社協数	割合
増額	30	51.7%
据え置き	16	27.6%
0～5%減	7	12.1%
6～10%減	3	5.2%
11%以上減	2	3.4%
計	58	100%

(4) 収入の増減

※会費、寄付金、共同募金配分金、介護保険事業、障害者福祉サービス

【表56】 県内全体 会費収入

	社協数	割合
21%以上増	0	—
10～20%増	1	1.8%
10%未満増	9	15.8%
同額	15	26.3%
10%未満減	11	19.3%
10～20%減	2	3.5%
21%以上減	1	1.8%
収入無	18	31.6%
計	57	100%

【表57】 県内全体 寄付金収入

	社協数	割合
21%以上増	3	5.2%
10～20%増	5	8.6%
10%未満増	5	8.6%
同額	20	34.5%
10%未満減	7	12.1%
10～20%減	4	6.9%
21%以上減	14	24.1%
収入無	0	—
計	58	100%

※ 1 社協未回答

【表58】 県内全体共同募金配分金収入

	社協数	割合
21%以上増	1	1.7%
10～20%増	1	1.7%
10%未満増	18	31.0%
同額	2	3.5%
10%未満減	33	56.9%
10～20%減	3	5.2%
21%以上減	0	—
収入無	0	—
計	58	100%

【表59】 県内全体介護保険事業収入

	社協数	割合
21%以上増	2	3.4%
10～20%増	4	6.9%
10%未満増	13	22.4%
同額	3	5.2%
10%未満減	9	15.5%
10～20%減	6	10.4%
21%以上減	3	5.2%
収入無	18	31.0%
計	58	100%

【表60】 県内全体障害者福祉サービス収入

	社協数	割合
21%以上増	5	8.9%
10～20%増	5	8.9%
10%未満増	11	19.6%
同額	3	5.4%
10%未満減	2	3.6%
10～20%減	8	14.3%
21%以上減	1	1.8%
収入無	21	37.5%
計	56	100%

※ 2社協未回答

(5) 財政基盤の強化

財源確保の取組を行っている社協は27社協（46.6%）である。

主な取組として、会員の拡大、行政との協議、共同募金寄付つき商品の販売などが多く、その他の取組では公益事業（葬祭事業）の充実、死後事務事業の寄付などがあった。

【課題】

県内社協の収入割合を見ると、受託金収入、介護保険事業収入、経常経費補助金収入の合計が全体の74.5%を占めている。この現状を踏まえ、まずは社協だからこそのできることや強みを盤石化していくとともに広くPRすることで、行政と協議し、予算の獲得に努める必要がある。

社協の事業・活動の財源は、公費財源、民間財源、事業収入等を適切に組み合わせることが必要であり、事業・活動の内容や規模により、どのような資金をどのように調達するかファンドレイジングの視点が重要となる。

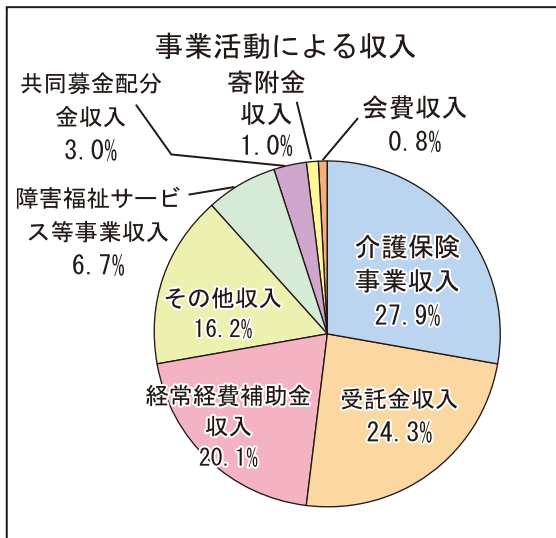
(6) 介護保険事業の実施・未実施別の収支差額

事業活動による収入について、介護保険事業実施社協（新しい介護予防日常生活支援総合事業含む）では、黒字15社協、赤字26社協であった。介護保険事業未実施の社協では、黒字7社協、赤字10社協であった。

事業活動による支出については、介護保険事業実施・未実施ともに人件費が約70%を占めており、次いで事業費、事務費と続いている。【表61～64】

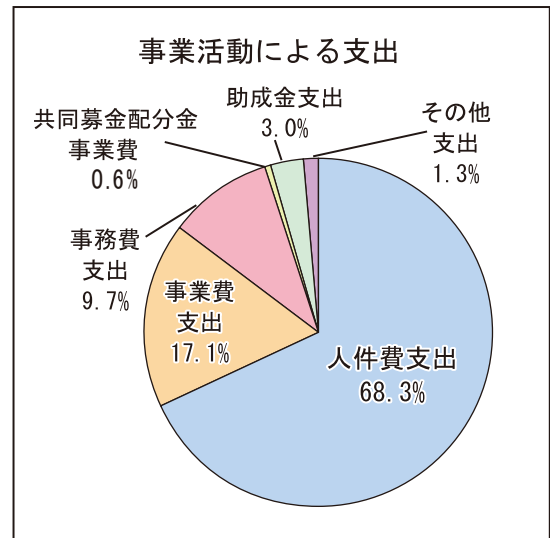
【表61】 介護保険事業実施社協

収入



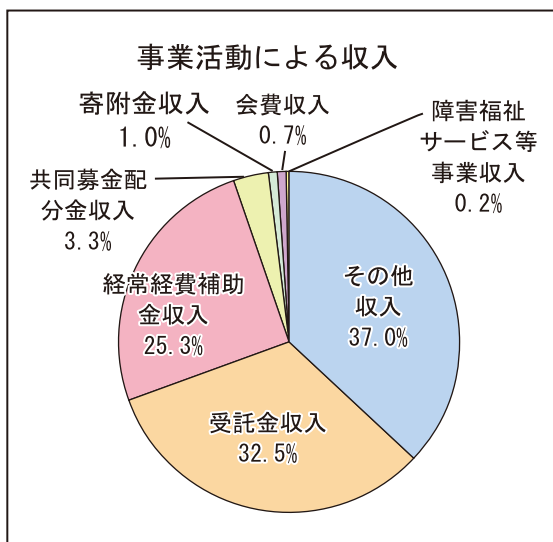
【表62】 介護保険事業実施社協

支出



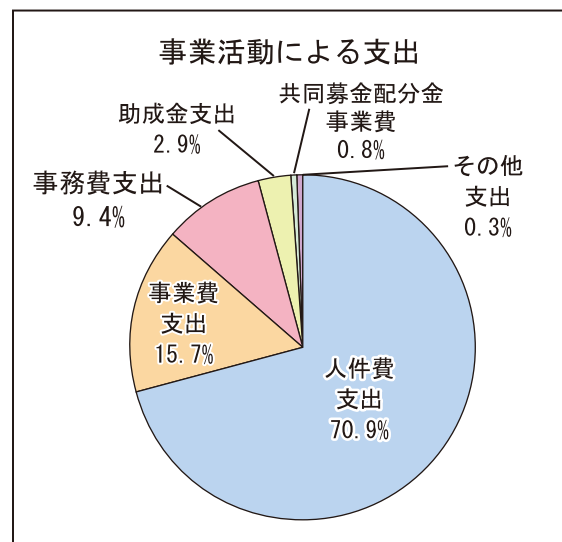
【表63】 介護保険事業未実施社協

収入



【表64】 介護保険事業未実施社協

支出



市町村社協委員会 委員名簿

任期：(自) 平成30年11月1日
(至) 令和2年10月31日

役割	氏名	所属団体名・役職名	備考
委員長	萩原重信	久留米市社会福祉協議会 会長	令和元年6月25日から
副委員長	鈴木清吾	芦屋町社会福祉協議会 会長	
委員	岡部征紘	筑紫野市社会福祉協議会 会長	
〃	森 紘	粕屋町社会福祉協議会 会長	
〃	眞邊泰則	大木町社会福祉協議会 会長	
〃	坂田 勲	嘉麻市社会福祉協議会 会長	令和元年6月27日から
〃	村山浩一郎	福岡県立大学 人間社会学部 教授	
〃	高橋 敬	福岡県社会福祉協議会 常務理事	

市町村社協委員会 専門委員会 委員名簿

任期：(自) 平成31年4月1日
(至) 令和2年10月31日

役割	氏名	所属団体名・役職名	備考
委員長	村山浩一郎	福岡県立大学 人間社会学部 教授	
副委員長	山崎数彦	糸島市社会福祉協議会 事務局長	
副委員長	福山直樹	苅田町社会福祉協議会 事務局長	令和2年3月31日まで
委員	内田 勉	大牟田市社会福祉協議会 事務局長	
〃	家高正憲	田川市社会福祉協議会 事務局長	
〃	安部知彦	芦屋町社会福祉協議会 事務局長	
〃	中野雅浩	福智町社会福祉協議会 事務局長	
〃	池本賢一	鞍手町社会福祉協議会 事務局次長	
〃	池松昌亀	大刀洗町社会福祉協議会 地域福祉係 係長	
〃	茶木義人	福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 部長	令和2年4月1日から

検討経過

日 程	委員会名	主な内容
平成31年3月25日（月）	第1回市町村社協委員会	○正副委員長の選任 ○委員会での検討テーマ ○今後の検討の進め方と専門委員会設置の承認
令和元年6月3日（月）	第1回専門委員会	○正副委員長の選任 ○検討テーマ及び今後の進め方
令和元年8月9日（金）	第2回専門委員会	○検討テーマの進め方
令和元年8月28日（水）	第2回市町村社協委員会	○正副委員長の補欠選任 ○専門委員会の検討状況報告
令和元年10月21日（月）	第3回専門委員会	○テーマに沿った検討の進め方
令和元年12月16日（月）	第4回専門委員会	○テーマに沿った検討の進め方
令和2年1月～2月	専門委員会	第1回作業（チェックリスト各項目に係る意見集約）
令和2年3月（書面審議）	第3回市町村社協委員会	○専門委員会の検討状況報告
令和2年3月～4月	専門委員会	第2回作業（チェックリスト各項目に係る意見集約）
令和2年2月21日（金）	第5回専門委員会	○「チェックリストの効果的活用のための資料」作成
令和2年8月6日（木）	第6回専門委員会	○副委員長の選任 ○「チェックリストの効果的活用のための資料」作成
令和2年10月16日（金）	第7回専門委員会	○「チェックリストの効果的活用のための資料」作成
令和2年10月30日（金）	第4回市町村社協委員会	○専門委員会における検討報告 ○「チェックリストの効果的活用のための資料」の提示

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険)
ホームページ

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、
2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

「社協・生活支援活動強化方針」 チェックリストの効果的活用のための資料

発行 令和3年1月
編集・発行者 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
市町村社協委員会 専門委員会
〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-7
TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369